

毎月1回1日発行

政策資料

No.108 《復刊2号》
1975.7

特集 I 独禁法改正の問題点

- 政府案独禁法改正要綱の問題点… 2
- 独禁法主要項目についての社会
党案と他との比較……… 4
- 経済学者の意見書…………… 7

特集 II 地方財政危機問題

- 地方財政危機を打開し住民福祉優先
の地方財政確立のために …… 9
- 地方財政緊急措置法案要綱……… 13
- 地方公営企業法の一部を改正する
法案要綱…………… 14
- 日本社会党「地方交付税の一部を改正する法案
に対する修正要綱」……… 15
- 地方財政危機突破緊急方針……… 16

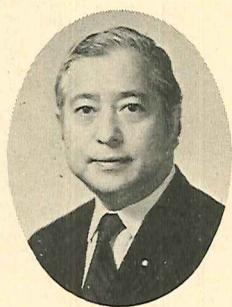
資料

- △当面の歯科医療問題について……… 17
- △最低賃金法案…………… 18
- △最低賃金法案提案理由説明……… 22
- △雇用保障法案要綱…………… 24
- △核兵器不拡散条約の問題点……… 27
- △原子力行政をどう変えるべきか……… 29
- △「稻葉法相問題」に関する総括……… 30
- △三菱石油操業再開問題について
の報告……… 33
- △「外国人登録法」改悪の問題点……… 34

日本社会党政策審議会



政策資料の月刊化にあたつて



日本社会党政策審議会

会長 堀 昌雄

「政策資料」復刊第二号をおとどけ致します。

「政策資料」は、一九六二年十一・十二月合併号で休刊となり、その後は党機関紙「月刊社会党」に政策集を掲載してきましたが、国民の中に党的政策を浸透させる武器として「政策資料」復刊の声が強まり、第三十七回定期大会で「政策資料」の復刊が決定されました。

この大会決定を受け、一九七四年五月、「政策資料」復刊第一号は、ここ数年来、「月刊社会党」や「社会新報」その他を通じて発表してきた社会党的政策を整理して発刊いたしました。

しかし、社会党的政策の正しさを国民に宣伝すると同時に、国民が要求している諸課題を政策化し、実現していくためには、これまで以上に、具体的な運動との結びつきを強める中で、政策活動を発展させ、深めてゆくことが要求されます。それにこたえてゆくためにも政策審議会と運動を結ぶ太いパイプが必要です。そのパイプの役割をこの「政策資料」がはたしてくれると 思っています。

こうした考え方につって、「政策資料」の復刊第一号を編集いたしました。この「政策資料」は、今後、毎月一回発行することとなっております。党的理論と政策は、その都度、「月刊社会党」や「社会新報」を通じて発表してゆきますが、「政策資料」ではより体系的・具体的に、また運動とのかかわりを明らかにしながら編集をすすめてゆきたいと思つております。

今後、政策活動に対する一層のご支援をお願い申しあげ、ごあいさつといたします。

特集一

一九七五・四・二三

政府案の独禁法改正要綱の問題点

日本社会党

においているようである。

(2) 課徴金は、ただし書き以降で減額して

二、個別的に

一、全般的に

独禁法の改正は、独占・高度寡占の構造やカルテルの制度を強化し、経済の民主化をはかつて消費者を保護し、独占・寡占企業の横暴な市場支配による狂乱物価状況が起らないようになるとともに、経済憲法として独禁法が有効に機能するのがねらいである。

ところが、今回の政府の改正要綱は、例えば、企業分割について主務大臣との協議の義務づけ、不公正取引の告示について政令で規制するなど、本来会議制をとり、そのために権限委任をしている公取委の職権をせばめてしまふ。独禁法の強化改正というより、公約をはたしたとの形式をととのえているにすぎない。

(注) 基準額の売上高に千分の三十をかけた額の二分の一を最高基準額（カルテル実行期間中の対象商品売上高×一・五%）としている。これは、課徴金か罰金か性格が不明であり、また課徴金としても額が低すぎカルテルのやり得を防ぐことはできない。

(1) 課徴金のねらいはカルテルをやり得くを防止することにある。ところが、要綱では、課徴金の額の算定基準を定めており、基準額はカルテル実施期間中の対象商品の売上高に千分の三十（三%）をかけた額の二分の一を最高基準額（カルテル実行期間中の対象商品売上高×一・五%）としている。これは、課徴金か罰金か性格が不明であり、また課徴金としても額が低すぎカルテルのやり得を防ぐこととはできない。

(3) 課徴金の徴収についても、公取委の裁量を全く認めず、「徴収の義務づけ」をしているため、調査そのものがぼう大量になつて、効果的なカルテル摘発ができなくなる。また、要綱では三つの基準に従つて、公取委は、課徴金をカルテル

を行った全ての業者から徴収しなければならないことになっている。そうなると例えば、何千人、何万人ものメンバーをもつ事業者団体のヤミカルテルを調査し規制することはほとんど不可能になる。

(注) 外国におけるカルテルに対する課徴金制度は、「〇〇〇以下の課徴金を徴収することができる」となっており、担当官庁の裁量による抑止効果をねらっている。

(2) 不当な取引制限等に対する排除措置

この程度の措置は、現行法のもとで実施している。従ってこの規定を置くことにより、これ以外の必要な措置がとれなくなるおそれがでてくるとすればマイナスになる。

(3) 既往の違反行為に対する措置
特に問題はない。わが党案にもあり一步前進と評価すべきである。

(4) 独占的状態に対する措置

① 独占・寡占対策は、今回の改正の主要な柱の一つであり、わが国における寡占体制の高度化により、市場支配力の形成が進みつつあるという実態に対応するものとして注目されているものである。と

ところで、要綱の独占的状態の規制措置は現行の「私的独占」(三条前段)の規制と類似のものであり、これに、今回の改正で幾重もの制約を加えるのは、この制度

の存在意義を失うことになる。ことに公

取委の取るべき措置(独占的状態の規制措置)の発動にあたって、ただし書きで他の官庁の施策を実質上からませている。他の官庁の行政措置が確実にとられ「競争を回復させる」のであれば問題はないが、それが(競争を回復させる)できず他の官庁の行政措置が公取委の措置にブレーキをかけることになれば問題である。

② 独占的状態の要件を政令で決めるとしているが、独禁法制定以来、法の内

容は、法律で定めるもののほか、公取委規則(最高裁規則と同種のもの)で決められており、その基本原則を侵すものである。ことに、独占的状態の要件を政令で決めるという点は、合議制の行政委員会としての公取委の独立性を危うくするものである。また、公取委は、閣議に誰も出席しないが、その閣議で政令を決めるのは、公取委の自主性の否定である。

(注) 現在、独禁法関係で政令で決めているのは、行政機構に関する問題のみである。

(5) 独占的状態の規制措置について、審判開始や排除措置命令を行う場合、主務大臣と協議することとなっているが、これ

は、公取委の独立性の重大な侵害である。

(注) 公取委の機能のうち、合理的な

ルテルや不況カルテルのような行政機能に関する協議は、現行法でも存在しているが、準司法的機能である審査、審判機能に関する協議制は存在していない。一定の準司法的なルールに従つて展開する審査審判手続(第一審的機能を持つていて)についての協議制は本質的に問題がある。

主務官庁の意見は、公聴会や審判の中で述べれば十分であり、協議制をとる必要はない。

(6) 会社の株式保有総額の制限

① 現行法では「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」が制限されるが、要綱では、資本の額(百億円)又は純資産の額(三百億円)まで株式を保有してよいこととなっている。

独禁法

企 業 分 割					
社 会 党 案	政 府 素 案	公 取 委 案	現 行 法	公 明 党 案	共 产 党 案
・独占的状態があり、他の方法では競争回復がきわめて困難なとき、公取委は会社の分割、営業の一部譲渡などを命じることができる。 ・会社分割等にあたっては、株主総会の決議は要しないものとする。	(公取試案の状況のとき) 公取委はあらかじめ主務大臣と協議したうえで、営業の一部譲渡、資産の譲渡、株式の処分などを命じることができる。ただし、規模の利益、国際競争力を著しく損なうとき	独占的状態があり、他の方法では競争回復がきわめて困難なとき、公取委は会社の分割、営業の一部譲渡などを命じることができる。	私的独占、カルテルの違反行為があつたとき公取委は営業の一部譲渡その他の措置を命じることができる。	市場支配が他の方法では容易に排除されない場合には市場支配力の排除措置を命じることができる。	公取試案にほぼ同じ。

(一九七五年三月十五日現在)

日本社会党政策審議会
独禁法対策特別委員会

独禁法主要項目についての社会党案と他との比較

(2) 株式保有の総量規制は、本来適用除外（例外規定）は認めるべきではないが、九項目からなる適用除外規定がある。これに、「産業の開発、経済社会の発展に寄与する事業で株式の発行により多額の資金を調達することが必要とされるもの

- (7) 金融会社の株式保有の制限
保有限度を百分の十から百分の五に下げたのは一步前進だが、十年間無条件の経過措置は長すぎルーズである。
- (8) 不公正な取引方法に対する排除措置
一步前進であり評価できる。
- (9) を営む会社で、政令で定めるもの」の適用除外規定は、全ての事業が入る形になつており、骨抜きもはなはだしい。
- (3) 十年間の無条件の経過措置は長すぎる。
- 違反事実についての報告者に対する通知回答の仕方が問題であり、国会審議の中で明らかにしていくべきである。しかし、本来、これらのこととは、消費者保護を中心にして考えるべきであり、消費者保護を柱にして考えるべきであり、消費者保護を柱に置くなら、①無過失損害賠償責任制度について、裁判上の主張制限の削除、審決確定による違反の推定、第一審は地裁などの改正、②公取委の機構、人員の拡充強化等を明確にすべきである。
- 以上

特集(1) 独禁法

価公表	株式の相互保有制度	株式保有制限	
商品の取引分野において 寡占商品とは、一の 商品の取引分野において	・寡占商品（市場寡占率が一〇%を超えるもの）の価格を引き上げるときは、事前（三〇日以内）に公正取引委員会に届け出るものとし、その価格が不当なものであるときは、その引上げの理由、原価、利潤、販売費等を公表するものとする。	・資本金五十億円以上の会社が他の会社と株式を相互に持ち合う場合、他の会社との持合株のうち同数株数部分の合算が自己の発行済株式数の五%を超えてはならない。	大規模会社 （資本金百億円または総資産二千億円以上の金融業以外の会社）は、純資産の三分の一（純資産の二分の二）か資本金のどちらか大きい額を超えて保有してはならない。 ・金融機関の保有限度は五%以内。
い。	なし	資本金百億円、または総資産三千億円以上の金融業以外の会社は、純資産、または資本金を超えて保有してはならない。ただし十年間は改正法施行日保有額を限度とした外国事業会社などの株式は制限外。金融機関の保有限度は五%以内。	は除外する。
競争を実質的に制限することになるときは国内の会社の株式を取得してはならない。金融機関は一〇%を超えて保有してはならない。	なし	資本金百億円、または総資産二千億円以上の金融業以外の会社は、純資産の二分の一（純資産の三分の一）か資本金のどちらか大きい額を超えて保有してはならない。金融機関の保有限度は五%以内。	資本金百億円、または総資産二千億円以上の金融業以外の会社は、純資産の二分の一（純資産の三分の一）か資本金のどちらか大きい額を超えて保有してはならない。金融機関の保有限度は五%以内。
報告で示さねばならない。	なし	巨大企業とは、資本金百億円又は総資産一千億円（銀行業、相互銀行業、信託業では一兆円）以上の会社をいふ。	競争を実質的に制限することになるときは国内の会社の株式を取得してはならない。金融機関は一〇%を超えて保有してはならない。
解を国会に対する年次報告で示さねばならない。	なし	巨大企業が競争関係にある会社の株式を取得することを原則として禁止する。	巨大企業（除金融機関）は、純資産の二分の一（純資産の三分の一）か資本金のどちらか大きい額を超えて保有してはならない。金融機関の保有限度は五%以内。
表する。	なし	巨大企業は毎事業年度ごとに主要商品の個別原価等を公取し、公取はこれを公表する。	金融機関又は大規模総合会社の株式保有限度を五%以内とする。

	競争制限条項の強化	価格の原状回復命令	課 徵 金	原
・何人も公取委に対し	・株式の保有、役員の兼任、合併・営業の譲り受けをしてはならない場合として、現行の「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」であるのを「実質的に滅殺することとなる」に改める。	・カルテルにより価格が引き上げられたとき、公取委はカルテル前の価格に戻すことを命じることができる。 六月以内に価格引き上げようとするときは、その理由、原価、利潤、販売費用その他の事項を公取委に届け出、公取委はそれを公示する。	・価格カルテルによる不当な価格引き上げに對し、課徴金を納付させる。その額は引き上げ額とカルテル実行期間(審決時まで)の販売量を掛けたものを限度とする。	て三以内の事業者の市場占拠率合計が六〇%以上、又は一〇以内の事業者の合計が九〇%以上の指定商品をいう。
(改正せず)	改正強化せず。	公取委は事業者に対しカルテル破棄後によるべき具体的な措置を届け出るとともに、その実施状況を報告するよう命じることができる。	課徴金の額はカルテル実行期間のうち利得があつた期間について、値上げによって生じた利益とする。利益の算定方式の詳細は政令で定める。	
(改正せず)	改正強化せず。	カルテルにより価格が引き上げられたとき、公取委はカルテル前の価格に戻すことを命じることができる。	カルテルによる不当な価格引き上げに對し、課徴金を納付させる。その額は引き上げ額とカルテル実行期間(審決時まで)の販売量を掛けたものを限度とする。	
公正取引委員会の専属	「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」	なし	なし	
なし	合併をしてはならない場合として、「競争を実質的に制限することとなる場合」を「制度によることとなるおそれのある場合」に改める。	対価引上げ行為に対する排除措置には、六月を超えない範囲の期間、公正取引委員会が認定する認定競争価格を超えて販売してはならない。	私的独占の禁止違反等の違反に課徴金を課す。算定は公取試案と同じ。	
公正取引委員会の専属	なし。(巨大企業は、資本金一千万円以上の他の会社と合併してはならない旨の規定を加える等、別途規制)	独禁法の禁止違反の対価引上げ行為に對し、六月以内の期間を定めて、違反行為以前の価格に引下げを命ずる。	独占法の禁止違反による対価引上げに對し課徴金を課す。算定は公取と同一。	

て独占法違反の罪の告発を請求できるようになります。
また公取委は告発しないことに決定したときは理由書を請求者に文書で通知する。
・独占法違反の事実があるときは、何人も無過失損害賠償の請求を訴えることができるよう改める。
・課徴金を消費者に還元する道を政府に義務づける。
〔附則として〕

罰 則	消費者の告発請求権
<ul style="list-style-type: none"> ・不公正な取引方法に対する罰則の新設。 ・罰金を十倍にする。 ・法人の代表者に対する責任罰(罰金)の新設。 	<p>罰金の最高額を引上げる。一定の要件のもとに、法人の代表者に対する責任罰(罰金)の規定を設ける。</p>
金	<p>罰金の最高額を五百円程度に引き上げる。直接の違反者だけではなく、法人の代表者にも違反行為を知りながら必要な措置をとらなかつたときは責任罰(罰金)を課す。</p>
	<p>最高で三年以下の懲役または五十万円以下の罰金</p>
	<p>私的独占、不当な取引制限の罪の懲役を三年以下から十年以下に、罰金を五十万円以下から五百万円以下に引上げる。そのほか、それぞれの罰の懲役及び罰金を重くする。</p>
	<p>不公平な取引方法に対する罰則を設ける。 罰金を十倍にする。 法人の責任者に対する責任罰(罰金)を設ける。</p>

告発

告発の条項を削除する。

一九七五・五

経済学者の意見書

われわれは、経済法・独占禁止法を専攻するものとして、今回の独占禁止法改正の動向に深い関心を抱き、これにより国民生活の擁護と経済社会の民主化の確保という立場に立った独占禁止法の強化を内容とする法改正の実現を期待してきた。このことは、公正取引

委員会による独占禁止法改正試案の骨子の基本的な考え方を支持する広汎な法律学者の意見(昭和四九年十一月十一日)にも示されて

求めるとことと大巾に異なり、つぎのように、独占禁止法制に対する無理解から同法を歪曲する部分が多いばかりか、かえって公正取引委員会の権限行使の独立性を侵し、さらには、現行法の内容の後退を招くことになると考えられる部分もある。

(一) 独占状態における排除措置としての営業の一部譲渡を命ずるに当つて、要綱案は、審判開始決定前と、審決前の二度にわたつて、

公正取引委員会が、主務大臣と協議すべきことを義務づけている。しかしこのことは、準司法的手続により独立して行なわれるべき公正取引委員会の法的措置の性格と矛盾し、その権限行使の独立性を侵すものである。公正取引委員会は、準司法的手続によってその前提となる事実を確定し、それに法を適用し、これにのみ基づいて排除措置を命ずるべきであり、主務大臣の政策的配慮により、その権限の行使に影響を及ぼすことを目的とする協議手続の導入は、制度の本質に反するものといわざるを得ない。

(二) カルテルに対する排除措置に関する予定されている案は、従来、公正取引委員会がカルテルについて命じていた排除措置を、大巾に下廻るものである。これを改正により、とりたてて規定することは、従来の排除措置を制限することになるおそれが極めて大きく、排除措置の強化となることはありえない。もとより、価格の原状回復命令とは全く無縁である。この条項（要綱案第一）は、削除されるべきである。

(三) 高度寡占状態における同調的値上げに対する報告命令の制度は、現行法に定められてゐる「調査のための強制権限」および「必要な事項の公表」（四〇条、四三条）についての公

正取引委員会の権限を制限する特則としての性格をもつことになるおそれが極めて大きくなり、カルテルによる不当利得と関係ないものとされている。とりわけ、過去の利潤率の低かった企業に特例を設けることは、全く合理性を欠くものである。この結果、課徴金は極めてゆるやかな基準によることになり、カルテルの抑止効果としての役割を果たすものではない。しかもかかる課徴金を、あらゆるカルテルについて徵集すべきことを公正取引委員会に義務づけることは、その機能を大巾に制限することとなるもので、独占禁止法の円滑な運用を困難ならしめるおそれがある。

また、構成員によるカルテルという実体をもたない事業者団体の決議に対する審決を根拠に、直ちに構成事業者に課徴金納入義務を負わせることは、適正な手続による行政処分とはいえない。

独占禁止法改正要綱（案）は、右に指摘した以外にも、多くの疑問とされるべき点を含んでおり、全体として独占禁止法の体系・構造の整合性を著しく阻害するものとなつてゐるなかでも、われわれは、右に指摘した諸点に

については、特に強い疑義をもつものであつて、これが修正されなければ、本改正は、独占禁止法の後退であると断ぜざるをえない。これらの諸点を修正し、すくなくとも、強化されることを強く希望するものである。

池島宏幸（早稲田大学）
今村成和（北海道大学）
奥島孝康（早稲田大学）
金子晃（慶應義塾大学）
木元錦哉（明治大学）
笹井昭夫（甲南大学）
方謙二（北海道大学）
彬（慶應義塾大学）
龍田節（京都大学）
正田信（北海道大学）
田宗和（大阪市立大学）
丹岸吉（金沢大学）
布村忠（神戸大学）
富山和（東京経済大学）
根岸勇（東京大学）
丹野木村（東京大学）
坂井和（東京大学）
舟田忠（東京大学）
本間光（東京大学）
矢宮福（東京大学）
松下正（立教大学）
宮本重紀（静岡大学）
満雄（上智大学）
坂口富之助（早稲田大学）
澤惇（東京大学）

特集一

地方財政危機を打開し、住民福祉優先の地方財政を確立するためには

日本社会党

一、地方財政危機の本質と原因

1、地方財政危機の本質

不況とインフレによつて地方財政は、深刻な事態に直面している。地方自治体の多くは赤字予算を余儀なくされており、他方では上下水道、公営交通、国保税などの値上げは必至となつてゐる。

国民生活に占める地方財政の比重は高く、不況とインフレによつて、この比重はこんごと高まりこそそれ低下することはない。国民の生活・福祉は、景気変動に左右されることなく充実されねばならないし、地方財政も、この基盤のうえにその存在理由があるからである。

2、地方財政危機の原因

地方財政危機の第一の原因是、中央集権的財政構造そのものに起因している。地方自治体の約八割を占める機関委任事務、団体委任事務をおしつけておきながら、税金の約七割を国が握り、地方自治体に三割しか与えず、

国庫助成金、地方交付税、地方債などの手段で国の貧困な福祉政策に先べんをつけてきた

革新自治体の福祉政策は、地方財政本来の存在理由を示したものと言わねばならない。

しかしながらインフレと不況下における今日の地方財政は、自民党政府によつてその存在理由を抹殺されようとしている。国民の生活・福祉要求に十分応じられない財政実態こそ、地方財政危機の本質である。それは自民党政府がさかんに宣伝するように自治体労働者の人件費が原因ではなく、高度成長の行き詰まりのもとで露呈した地方税財政の構造的矛盾の顕在化にほかならない。

によってコントロールしている実態こそ、地方財政危機の第一の原因である。

第二の原因是、大企業優先の高成長政策に

ある。昭和三十年代からの高度成長のもとで地方財政は、人件費など経常的経費は抑制され、大企業優先の公共投資にふり向けられた。地方債、国庫補助金を主体とした地方政府がさかんに宣伝するように自治体労働者の人件費が原因ではなく、高度成長の行き詰まりのもとで露呈した地方税財政の構造的矛盾の顕在化にほかならない。

第三の原因是、インフレと十把ひとからげ

の総需要抑制である。この政策こそ地方財政

危機の最大の原因であり、インフレによつて事業費支出の増大、ぼう大な超過負担などを押しつけられる一方、総需要抑制による税収減、地方債削減、諸経費の高騰などから収支バランスの絶体的崩壊を招いたことである。財政破綻とも言えるこの諸経費高騰が前述の二つの原因と重なり合つて深刻な地方財政危機を招いたのである。

二、不当な人件費攻撃の狙いと本質

地方財政危機の原因が自治体労働者的人件費の高騰にあるとする自民党政府の攻撃はますますエスカレートし、一部では、自民党的住民組織化の格好の材料とされている。地方財政危機の原因を人件費に求める自民党政府の攻撃は、不況のたびに繰り返されてきたことであるが、不況とインフレによる今日の地方財政危機のもとでは、従来の攻撃とは本質的に異なるものである。

自民党政府の攻撃の本質は、第一に地方財政に対する合理化攻撃である。自民党政権にとって高度成長の破綻するなかで、大企業優先の経済、財政政策を維持していくためには、国・地方とりわけ地方財政の新たな合理化をはかる必要に迫られている。国庫補助金、地方交付税、地方債の許可権を手段とする自民党政府の従来のコントロールをささえてきたのは、高度成長による税の自然増で

あつた。このコントロールの基盤である高度成長に限界をみせたいま、古くて新しい攻撃、人件費攻撃を開拓するのは必然的なものである。革新自治体を中心とする福祉優先の地方財政運営は、大企業優先とは相入れないものである。自民党政府の人件費攻撃は自治体労働者を十分確保してはじめて実現される福祉優先財政に対する合理化攻撃である。

第二の本質は、自民党政府の反国民春闘、反国民統一戦線の一環である。

自民党政府は、七五国民春闘における大幅賃上げを阻止し、一五%以内に抑えるため、あらゆる不況宣伝と労働組合の「社会的責任」をキャンペーンしている。「賃金インフレ論」による不況宣伝と労働組合の「社会的責任」は、七五春闘に結集する労働者を分断し、なればまつたく根拠のないことは明らかである。事実、昭和三十年に約四〇%であった人件費比率は、投資的経費の増大とは逆に年々抑制され、投資的経費が四十八年には約四一%に達しているのに対し約二九%に落ち込み、人件費と投資的経費はまつたく逆転しているのである。昭和五十年度地方財政計画における人件費割り合いは、規模是正(十三万八千人)があつてもなお三四・七%でしかない。インフレ下で賃金アップは名目上すぎず物価上昇後に後追いをしているのが実態であり、自治体労働者が人並みの生活をおくるのにふさわしい賃金実態でないことは、この数字を見れば一目瞭然である。

口、不当な国家公務員との比較

国家公務員に比べ一〇・六%高いとする自治省の発表は、それ自身適切な数字ではないし、さらに自治体労働者が国公労働者と同じ

通ずるものであり、革新の統一戦線に反対する自民党、大企業の反革新統一戦線の具體化である。

三、不当な人件費攻撃に対する反論

イ、昭和三十年度の人件費比率は四〇%

地方財政危機の原因を人件費に求める自民党政府の攻撃は、あたかも自治体労働者が不当な高賃金を得ているかの錯覚を一部の国民に与えているが、戦後の人件費比率をながめ

地方財政危機特集(2)

でなければならないとする宣伝は、地方自治体は国の出先機関であるという地方自治否定の考えにほかならない。国の事務にくらべ、約二百種もの多様な仕事を持つ地方自治体の姿で示しているのであり、職種の多様性に見合った基準が国とは別に存在することはきわめて当然である。このことは人件費即事業費の性格を持つ地方自治体においてはとくに考慮されるべきものである。また近年、地方自治体の仕事が国民の要求の増大とともに複雑かつ高度化している実態ではなおのことである。

ハ、不当な労使関係への介入

本来、給与、労働条件は公務員、民間を問わず自由な労使関係のうえに定められるものであり自治体労働者の人件費攻撃を積極的に展開する自民党政府の態度は、この原則を破つているばかりか、労働基本権剥奪の引きかえ条件としての人事院勧告さえも踏みにじっている。広島県加計町の人勧を値切った給与条例などは、あきらかに自治体労働者の最低限の権利さえ奪うものである。地方自治の本旨をまつまでもなく自治体労働者と首長の自由な話合いのうえに成立する賃金、労働条件を保障することは国の責務であり攻撃は許されない。

四、危機を紛飾する地方財政計画

総額二十一兆五千五百億円の地方財政計画は、地方交付税の伸びにささえられ、臨時土地対策費一千五十億円を計上するなど意識的に余裕ある編成を行ない、給与費割り合いの高騰を印象づけようとしている。しかしながら一皮むけば高い住民負担を強要している一方、事務所税の創設にあたっては非課税範囲の拡大による骨抜きをはかつてている。他方、東京都の法人事業税の超過課税にたいしては制限税率を設け、財政自主権を抑えようとした義務教育職員国庫負担法にもとづく半額補助についても上限を設けるなど地方財政危機の原因を改めるどころかさらに拡大しようとしている。人件費割り合いにしても、約四十万と見込まれる自治体労働者の計画と実態との差をわずか十三万八千人埋めたにすぎずこれまでの地方自治体の持ち出し分をようやく手直ししたに過ぎない。人件費の増大をことさら印象づけ、地方財政本来の目的を否定する粉飾地方財政計画である。

委員会を中心につぎの四法案を提案してたたかう。

1、地方財政制度の改革

イ、地方財政緊急措置法案の制定
一、目的 地方財政の窮状に鑑み、地方団体の自主財源の強化をはかるため緊急に国・地方の財政制度を改めることを目的とする。

二、第二交付税交付金の創設

イ、目的 住民税の減税による減収補てんおよび規模是正を行なうため第二交付金制度を創設する。

ロ、第二交付税交付金の総額 所得税、法人税、酒税の(八%)とする。

ハ、交付団体 交付団体に交付する。

三、地方超過負担解消委員会

イ、設置 内閣総理大臣の諮問機関として地方超過負担解消委員会を総理府に設置する。

ロ、構成 政府、全国知事会、都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会の代表および学識経験者をもって構成する。

ハ、任務 既往の地方超過負担の調査およびその補助方法、国庫補助基準、負担金、委託金制度のあり方について検討し、内閣総理大臣に建議する。

四、地方財政確立の具体的たたかい

地方財政危機を生み出している三つの原因を改革し、住民福祉優先の地方財政を確立するため、「地方財政危機突破国民共闘会議」を軸に、自治体労働者との連携を強めるとともに、国会においては地方財政危機対策特別

五、地方債委員会の創設

①地方債における

地方財政危機

る政府資金の割合を八〇%とする②自治大臣の諮問機関として國および都道府県の代表による地方債委員会を創設する
 ③各都道府県においても都道府県および市町村代表による都道府県地方債委員会を構成する。
 ロ、目的 各都道府県にたいする地方債の起債について政府資金の配分を行なう。
 都道府県地方債委員会においても各市町村に対する政府資金の配分を行なう。
 施行期日及びその効力
 本法案は、昭和五十年四月一日から施行し、その期間を三年間とする。

ロ、地方公営企業及び公営交通経営健全化促進法の改正

①上水道、公営交通など住民に不可欠な公営企業については独立採算制を撤廃し、行政の一環として位置づける②これらの公営企業については二分の一国庫補助（ただし地下鉄は四分の三補助）とする③地方自治体の一般会計の分担金については地方交付税で六〇%措置する④公営交通健全化促進法については累積赤字のタナ上げ、元利償還にたいする国への負担の強化、交通環境の整備にたいする国・責任の強化、交通規制などにたいする地方自治体の権限の強化などの改正をはかる。

ハ、地方交付税法の改正

- ① 人口急増団体、人口急減団体の定義
- ② 課税自主権の拡大—事業所の独自課税
- ③ 大企業にたいする法人事業税、住民税の引き上げ 地方自治体の実情に沿って、大企業にたいする法人事業税、法人住民税の引き上げをはかるとともに外形標準および付加価値標準による課税を行なう。
- ④ 機関委任事務の返上闘争 超過負担を押しつけているばかりでなく、地方自治体の自主的行政運営を阻害している機関委任業務を革新市長会と連携し、返上闘争を強める。

一、目的 過密、過疎による地方団体の財政

需要を満たし、ナショナル・ミニマムを保障するため緊急に所要の改正を行なう。

⑦ 租税特別措置の地方へのしや断と地方税の独自の減免措置の抜本的改革

二、人口急増団体、人口急減団体の財政強化

① 人口急減団体が行なう事業にかかる地方債について、その元利償還の七〇%を基準財政需要に算入する②人口急増団体が行なう事業にかかる地方債について、その元利償還の五〇%を基準財政需要に算入する。

三、人口急増団体、人口急減団体の定義

① 人口急増団体とは、昭和四十年から昭和四十五年までの間に人口五千人、増加率一〇%以上の団体をいう②人口急減団体とは財政力指数〇・四以下、減少率七・五%以上上の団体をいう。

四、都の特例の廃止 都の特例はこれを廃止する。

五、特別交付税率の改定 特別交付税の税率を六%から四%とする。

二、地方税法の改正

- ① 住民税の課税最低限を百七十万円まで引き上げる。
- ② 道府県民税所得割税率の調整
- ③ 法人税割の税率引き上げと超過課税の保
- ④ 個人事業税の軽減
- ⑤ 電気・ガス税の軽減
- ⑥ 事業所税の創設と課税強化

一九七五・三

地方財政緊急措置法案要綱

日本社会党地方財政危機
対策特別委員会

第一 目 的

国と地方公共団体との間に適正な事務の再配分及び財源の再配分に基づく適正な財政関係が確立されるまでの間における臨時の緊急措置として、第二交付税を創設し、

地方超過負担調査会及び地方債審議会を設置するものとすること。

第二 国の責務

国は、速やかに、国と地方公共団体との間の基本的関係について検討を加え、必要な施策を講ずるものとすること。

第三 第二交付税

1. 所得税、法人税および酒税の収入額のそれぞれ百分の八をもって第二交付税とするものとすること。

2. 第二交付税は、第一種交付税と第二種交付税とするものとすること。

3. 第一種交付税は、人口と面積に応じて都道府県、市町村及び特別区に対して、毎年度十月に交付する。この場合において、単位費用は、一人につき一、一九四

円、一平方キロメートルにつき三三三、

第四 二三四円とするものとすること。

4. 第二種交付税は、地方交付税の交付團体に対して、その団体の前々年度の決算における民生費及び普通単独事業費の額に応じて、毎年度一月に交付する。この

場合において、単位費用は、民生費の額千円につき二六四円、普通単独事業費の額千円につき一七三円とし、特別区の存する区域は市町村とみなしてその額を都

に対しても交付するものとすること。

第五 地方債に関する特別措置

法令の規定により負担する義務を負わないものとされる経費の全部又は一部を負担することをいう。

4. 調査会は、過去における超過負担の実状、必要な交付金の額及び超過負担を生じさせないための措置等負担関係の健全化について調査審議し、内閣総理大臣に意見を申し出るものとすること。

5. 国は調査会の答申に基き、超過負担に相応する額を交付金として交付するものとする。

1. 自治省に自治大臣の諮問機関として地方債審議会を置くものとすること。

2. 審議会は、地方六団体各一人、関係行政機関の職員三人で組織するものとすること。

3. 都道府県に都道府県知事の諮問機関として都道府県地方債審議会を置くものとすること。

4. 審議会は、地方債の発行の許可に関する事項を調査審議するものとすること。

5. 国は、政府資金をもって地方債の八割に相当する額を引き受けるように努めなければならぬものとすること。

第六 その他

1. この法律は、昭和五十年四月一日から施行し、昭和五十三年三月三十一日限り

失効するものとすること。

2. その他所要の措置を講ずるものとすること。

一九七五・三

地方公営企業法等の一部を改正する法律要綱

日本社会党

一、法適用の区分

イ、住民生活に直結する性格の水道、軌道、自動車運送、地方鉄道及びガス事業を第一種とする。

ロ、住民生活に直接つながらない他の営利企業を通じ間接的に住民生活につながる性格の工業用水道、電気事業を第二種とする。

ハ、病院事業については条例による法適用の場合でも第一種とする。

二、企業会計の区分

イ、第一種については独立採算制を廃止する。

ロ、第二種については独立採算制とする。

三、負担区分

第一種の建設改良費について国二分の一地方二分の一の負担とする。但し地下鉄事

業については国四分の三、地方四分の一とする。

四、地方交付税への算入

建設及び経常経費に対する一般会計からの繰り入れについては起債を認め、その元利償還の六割を地方交付税で措置する。

五、料金決定の原則

第一種については「住民の負担能力その他経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切な考慮を払った妥当なもの」とする。

六、給与決定の原則

「職員の発揮した能率及び経営の状況を考慮して、及び類似の職種」を削除し、一般職と同様の給与決定原則によるものとする。

七、企業債の自由化

財政再建団体以外の団体においては、企業債を自由化する。

八、水道法の改正

国庫補助の対象に水道事業における新設改良を改める。
九、地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律の改正

イ、目的

地方公共団体の経営する交通事業の業務を明らかにするとともに、当該事業の健全化の促進及び当該地域における交通環境の整備の推進に必要な特別措置を定め、もって住民福祉の向上と当該地域における交通の確保に資することを目的とする。

ロ、国の責務

国は、地方公共団体の経営する事業の健全な経営の確保に資するため、当該地方公共団体に対し必要な財政上の措置を講ずるとともに、当該事業がその機能を十分に発揮することができるよう、交通施設の整備、道路使用の適正化等当該地域における交通環境の整備に努めなければならない。

ハ、地方公共団体の責務

営する交通事業が住民福祉の向上と当該地域における交通の確保に資することができるよう、当該事業の経営の健全化に努めねばならない。

二、交通事業健全化計画の策定

昭和五〇年三月三一日において、赤字を有する団体とする。

ホ、交通事業健全化計画の届出

「計画の内容において、当該職員団体と議会で議決する前に十分協議するものとする」を加える。

ヘ、交通事業健全化債

「一時借り入れ金及び未支払金の支払に充てるため昭和五〇年度内において地方債を起こすことができる」と改める。

ト、交通事業健全化債の元利補給
国は元金の三分の一、及び利子の金額

一九七五・三・二二

日本社会党「地方交付税の一部を改正案に対する修正要綱」

〔地方交付税法の一部を改正する法律案〕

(第一) 人口急増市町村の定義 昭和五十年三月三一日現在の住民基本台帳登載人口が昭和

四五五年三月三一日現在のそれに比較して五、〇〇〇人以上増加し、かつ一〇%以上増加し

一、人口急増市町村のための財源措置

を補給する。

チ、業務の執行の改善のための措置等全文を削除する。

(二) 財源措置の内容 当分の間、人口急増市町村の地方交付税の算定にあたっては、次に掲げる種類の経費の五〇%相当額を基準財政需要額に算入するものとする。

経費の種類	昭和五〇年度以降発行を許された地方債（災害復旧事業に係る地方債、同和対策事業債、公害防止事業債を除く）のうち厚生福祉施設の整備、交通規制その他の路線バスの円滑な運行を確保するために必要な措置を講ずるよう資料を添えて申し出ることができる。②前項の申出があつた場合において、関係行政機関の長等は、適切な施策を速やかに講じなければならない。
普通建設事業債償還費	普通建設事業
公共用方先行取得事業債償還費	公共用方先行取得事業

地方財政危機

二、人口急減市町村のための財源措置

(一) 人口急減市町村の定義 昭和五〇年三月三一日現在の住民基本台帳登載人口が昭和

四五年三月三一日現在のそれに比較して七・五%以上減少し、かつ、昭和四七年度から四九年まで三箇年度の平均財政力指数が○

・四未満である市町村をいう。

(二) 財源措置の内容 当分の間、人口急減市町村の地方交付税の算定にあたっては、公用施設（当該施設に関する事業の経営に伴う収入を当該施設の建設事業に係る経費の財源に充てるために起こした地方債の元利償還に充てることができるものを除く）および公用施設の建設事業（災害復旧に係るものと除く）の財源に充てるため昭和五〇年度以降発行を許可された地方債（過疎地域振興債、同和対策事業債、公害防止事業債を除く）に係る当該年度の元利償還金（国または他の地方

团体からの元利補給額に相当する額を除く）

一九七五・五

地方財政危機突破緊急方針

日本社会党

革新自治体にたいする三木自民党内閣の「人件費攻撃」「福祉先取り行政」攻撃は、統一自治体選挙における自民党の立ち直りに

の七〇%相当額を「普通建設事業債償還費」として基準財政需要額に算入する。
三、都の特例の廃止
 (一) 都の基準財政収入額および基準財政需要額の算定にあたっては、特別区の存する区域を市とみなした場合にえられる基準財政収入額および基準財政需要額を加算する特例を廃止し、特別区の存する区域については、これを市とみなして都とは別に算定することとする。

(二) その結果、特別区の存する区域について普通交付税を交付することとなる場合は、その額を都に交付する。都は交付を受けた額に相当する額を都区財政調整交付金の財源に充てなければならないものとする。

四、普通交付税 特別交付税の割合を変更 普通交付税と特別交付税の割合を現在の九四対六から九六対四に改める。

こうした地方財政の状況を開拓し、事務次官通達に示された三木自民党内閣の地方財政運営方針を粉碎するため、社会党は、当面、次の方針で中央・地方を通じ、たたかいを強化する。

との方針は、まさに地方財政再建特別措置法体制を全自治体に適用するものであり、地方財政ひいては地方自治を全面的に統制しようとするものである。

一、事務次官通達の撤回 アメとムチの政策による地方財政の国家管理をめざす事務次官通達の撤回を要求する。

二、地方交付税総額の確保

よつて、新たな段階に至っている。五月一六日の自治省事務次官通達における「財政の健全化をはかるならば国の財政措置」を講ずる

三、地方公共企業対策の強化 地方公営企業の経営悪化についての緊急対策を強化し、料金値上げを阻止する。

四、自治体ぐるみのたたかいの強化

各県の地方財政危機突破県民共闘会議のたたかいを強化し、自治体ぐるみのたたかいを展開する。

イ、事務次官通達による財政再建計画の策定を拒否するたたかいを強化する。

ロ、公共企業料金の引き上げに反対し、分担区分の拡大をはかる。

ハ、事務の下請、民営化に反対し、從来外委託されていた事務・事業の直営化闘争を強める。

部委託された事務・事業の直営化闘争を強める。

ニ、自治体職員の賃上げの早期確定をはかる。

ホ、大牟田市の産業用電気税の減免に対する違憲訴訟の支援。

ヘ、撰津、国分寺市の超過負担訴訟の支援。

ト、機関委任事務の抜本的改廃

チ、事務所税の拡大、地方税超過課税の推進

リ、地方交付税の種地、単位費用、補正係数の矛盾を追求し、税率の引上げ、配分の抜本的改正をはかる。

ヌ、国庫補助、地方債制度による政治的統制を排除する。

当面の歯科医療問題について

日本社会党

一九七五・四二

歯科医療をめぐる諸問題は、わが国の

医療荒廃を示す典型的な事例であり、そ

の基本的な原因は、およそ次の二点にある。その第一は、歯科診療所の実に九九

・六%を民間で占めているために、開業

歯科医を中心とする日本歯科医師会の独

断専行を規制し難い事情にあることであ

り、第二には、点数出来高払いのシステ

ムに加えて、歯科用金属価格などの利ザ

ヤを生むシステムが當利動機となつて、

良心的な歯科医が損をし、悪貨が良貨を駆逐するようになつてゐることである。

社会党は、右の基本認識をふまえ、公

設公営の歯科診療所網の整備をはじめ、

歯科医療の社会化を追求するところに、

歯科医療の社会化を追求することとし、

させること。

当面、次の措置をとることを提唱する。

一、「二五%～三〇%の幅において差額徴収の実力行使もやむをえない」とする四八年八月のいわゆる秘密指令、さらには、「差額徴収を中止して自由診療に切り換える」「補綴を保険給付から除外する」とする五〇年二月の指令

すべての技術料および技工料は適正に保険点数化して、差額料金は、材料費（実費）だけに限るとともに、歯科診療に必要な材料（諸金属、義歯等）は

的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対する「領収書をもらう運動」を展開し、減額の同意書とりつけ義務を、またすべての患者負担金（保険の自己負担分、差額料金、自由料金）について、領収書の発行義務を制度化すること。

（参考）

☆ 医療法第七条第四項「當利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対する「領収書をもらう運動」を展開し、減額の同意書とりつけ義務を、またすべての患者負担金（保険の自己負担分、差額料金、自由料金）について、領収書の発行義務を制度化すること。

（中略）許可を貰えないことができる。☆ 歯科医師法第七条第二項「歯科医師が（中略）歯科医師としての品質を損するような行為のあったときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、または期間を定めて歯科医業の停止を命ずることができる。」

☆ 民法第七十一条「法人が其ノ目的以外の事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ主務官ハ其ノ許可ヲ取り消スコトヲ得」

資料

一九七五・三・二十五

最低賃金法案

日本社会公明国民党
日本共産党・革新共同
民社党

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 最低賃金（第三条～第十六条）
- 第三章 中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会（第十七条～第七十条）
- 第四章 雑則（第二十二条～第二十一条）
- 第五章 罰則（第二十八条～第三十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な貨金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

第二章 最低賃金

し書に規定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働時間を超える時間の労働に対する賃金

前項の最低賃金を決定しようするときは、当該最低賃金に關し意見を述べることができる。

第九条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則で定めるところによ

り、一年に少なくとも一回、前条第一項に規定する最低賃金が適當であるか

どうかについて審議を行い、適当ないと認めたときは、当該最低賃金の改

正の決定をしなければならない。

四 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

四 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合

又は使用者が正当な理由により労働者が労働しなかつた時間又は日に對応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

2. 前条第一項の規定は、前条の規定による最低賃金の改正の決定について準用する。

（地域的最低賃金）

第十条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、一定の地域について

第八条第一項に規定する最低賃金を適用することが不適當であると認めると

きは、中央最低賃金委員会にあつては関係地方最低賃金委員会と協議し、地

方最低賃金委員会にあつては中央最低賃金委員会と協議して、同項の規定によ

る最低賃金額を超える額で、當該地域について適用される最低賃金を決定す

ることができる。

第七条 第五条の規定は、所定労働時間が特に短い労働者で政令で定めるものについては、第十二条第一項に規定す

る最低賃金に別段の定めがある場合を除き、適用しない。

2. 中央最低賃金委員会は、前項に規定する最低賃金委員会又は地方最低賃

金委員会は、前項に規定する最低賃金について、前条第一項の規定の例によ

り、改正の決定をすることができる。

3. 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項に規定する最低賃

金を算入しない。

3. 次に掲げる賃金は、前二項に規定する

一 労働基準法第二十四条第一項ただ

金について必要があると認めるときは、その廃止の決定をすることができる。

(労働協約に基づく産業別又は職業別の最低賃金)

第十一條 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、一定の地域内の事業場で使用される同一産業又は同一職業の労働者の過半数が賃金（第五条第三項第一号から第三号までに掲げる賃金を除く。以下この条において同じ）の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、第八条第一項の規定による最低賃金額を超える額で、その一定の地域内の事業場で使用される同一産業又は同一職業の労働者の全部に適用する最低賃金を決定することができる。

2. 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、当分の間、前項に規定する最低賃金が決定されていない一定の事業又は職業について、労働者の賃金の改善を図るために必要なと認めるときは、第八条第一項の規定による最規定する最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

ることができる。

第十一條 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条第一項の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2. 前条第一項に規定する労働者又はこれを使用する使用者で同項の申請に係る労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から起算して一月以内に、中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会に、異議を申し出ることができる。

3. 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項の規定による公示の日から起算して一月を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。

4. 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条第一項の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一年以内の期間を限って猶予し、又はその期間最低賃金額について別段の定めをすることができる。

第十三條 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第十一條第一項に規定する最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

2. 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第十一條第二項に規定する最低賃金について必要があると認めるとときは、その改正又は廃止の決定をすることができる。

第十四条 第十一條第一項に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

（公示及び発効）

第十五条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第八条第一項、第九条第一項、第十条、第十一條又は第十三條の規定による最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をしたときは、中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、当該決定した事項を公示しなければならない。

第十六条 使用者は、中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、その使用する労働者に適用される最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で労働者に周知させるための措置を採らなければならない。

第三章 中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会の設置及び権限

（中央最低賃金委員会の設置及び権限）

第十七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、労働大臣の所轄の下に中央最低賃金委員会を置く。

（中央最低賃金委員会の組織等）

第十八条 中央最低賃金委員会は、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。各十二人並びに公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）六人をもつて組織する。

2. 労働者委員は、労働者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が

による公示の日（第十三条第一項の規定による最低賃金の廃止の決定の場合において、公示の日後日の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その改正又は廃止の決定をする日）から、その効力を生ずる。

（周知義務）

第十六条 使用者は、中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、その使用する労働者に適用される最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で労働者に周知させるための措置を採らなければならない。

（中央最低賃金委員会の設置及び権限）

第十七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、労働大臣の所轄の下に中央最低賃金委員会を置く。

（中央最低賃金委員会の組織等）

第十八条 中央最低賃金委員会は、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。各十二人並びに公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）六人をもつて組織する。

2. 労働者委員は、労働者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が

- 政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
3. 委員の任期は、二年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員は、非常勤とする。
5. 中央最低賃金委員会に会長を置く。
6. 会長は、委員が公益委員のうちから選舉する。
7. 会長は、中央最低賃金委員会の会務を總理する。
8. 中央最低賃金委員会の会議は、会長が招集する。
9. 公益委員は、会議においては、労働者委員と使用者委員との協議を促進し適正な結論に達するように努めなければならない。
10. 中央最低賃金委員会に関する事務を処理させるため、中央最低賃金委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他他の職員を置く。
11. この法律に規定するものほか、中央最低賃金委員会に於て必要な事項は、政令で定める。
- (地方最低賃金委員会)
- 第十九条 この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行ふため、都道府県に地方最低賃金委員会を置く。
2. 前条の規定は、地方最低賃金委員会について準用する。この場合において

同条第一項中「十二人」とあるのは「七人」と、「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(職 権)

- 第二十条 第十一条、第十一条及び第十三条に規定する中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会の権限は、二以上の都道府県の区域にわたる事案については、中央最低賃金委員会が行い、一の都道府県の区域内のみに係る事案については、当該都道府県の地方最低賃金委員会が行う。
- (規則制定権)
- 第二十一条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、中央最低賃金委員会が行う手続その他の事務処理に関し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。
2. 地方最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、地方最低賃金委員会が行う手続その他の事務処理に関し必要な事項について、政令で定める基準に従い、地方最低賃金委員会規則を定めることができる。
- (規則制定権)
- 第二十二条 中央最低賃金委員会規則又は地方最低賃金委員会規則で定めるところにより、最低賃金に関する結果を公表しなければならない。
2. 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、前項の調査に於ける必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

同条第一項中「十二人」とあるのは「七人」と、「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

に対し、資料の提供その他最低賃制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

第二十六条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(船員に関する特例)

- 第二十七条 船員法(昭和二十一年法律第二百号)の適用を受ける船員に関するものは、第二十四条中「労働基準監督署長及び労働基準監督官」とあるのは「船員労務官」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前二条中「労働基準監督官」とあるのは「船員労務官」と読み替えるものとする。

第二十八条 第五条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定に違反した者

二 第二十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に於して前二条の違反行為をしたときは、行為者

- 第二十二条 政府は、使用者及び労働者

3. 第一条の規定による立入検査の権限を携帯し、関係者に提示しなければならない。
2. 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票

と解釈してはならない。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは、犯罪検査のために認められたものは、犯罪椑

を罰するほか、その法人又は人に対し
ても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(最低賃金法の廃止)

- 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)は、廃止する。

(第十一条第二項の規定の適用関係)

- 第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の最低賃金法(以下「旧法」という。)が決定されている事業又は職業の範囲について適用があるものとする。

- (最低賃金に関する経過措置)
旧法第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金が決定されるまでの間、この法律の施行の際現に効力を有するものについて

- (労働基準法の一部改正)
規定による最低賃金で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、第八条第一項に規定する最低賃金が決定されるまで、旧法の規定は、なほその効力を有する。

- (労働基準法の一部を次のように改正する。)
第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第十八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を「最

低賃金法(昭和五十年法律第二号)」に改める。

「低賃金委員会」を加える。

「基いて」を「基づいて」に改める。

第二百二条の二第六項中「及び第四項」を「第二十六項」に改める。

第一百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

- この法律による改正前の労働基準法(以下「旧労働基準法」という。)第二十七条(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定は、第八条第一項に規定する最低賃金が決定されるまでは、なほその効力を有する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附則第四項の規定により旧法の規定が効力を有する間に旧法の規定に違反した行為及び前項の規定により旧労働基準法の規定が効力を有する間に旧労働基準法の規定が効力を有する間に旧労働基準法の規定に違反した行為に対するこれらの規定の失効後における罰則の適用についても、同様とする。

(国会職員法の一部改正)

- 国会職員法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改める。

(国会職員法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改める。)

- 第四十五条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)」を削り、「基く」を「基づく」に改めることとする。

(船員法の一部改正)

- 船員法の一部を次のように改訂する。

(地方自治法の一部改正)

- 地方自治法(昭和二十一年法律第二百三十七号)の一部を次のように改訂する。

(地方自治法の一部改正)

- 目次中「地方労働委員会」の下に「地方最低賃金委員会」を加える。

(第一百八十条の五第二項第二号の次に次の二号を加える。)

(二の一 地方最低賃金委員会)

(第二編第七章第三節第六款の款名中「地方労働委員会」の下に「地方最低賃金委員会」を「最

「基いて」を「基づいて」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第一百二十号の一部を次のように改訂する。

別表第一中「別表第一」を「別表第二」(第三条関係)に改め、同表労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「中央最低賃金委員会」に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第一」(第十七条関係)に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第二」(運輸省設置法の一部改正)

別表第一中「別表第一」を「別表第二」(運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改訂する。

を「もののほか」に、「最低賃金法」

を「最低賃金法（昭和五十年法律

号。中央最低賃金委員会の権限に関する規定を除く。」に改める。

第十三条第一項の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十六項第一項の表地方労働基準審議会の項中「（最低工賃に関する事項を除く。）」を削り、同表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第二十条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「右通り」を「次のとおり」に、「公共企業体等労働委員会」を「中央最低賃金委員会」に改め

4. 中央最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働組合法の一部改正）
15. 労働組合法（昭和二十四年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。
第十八条第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第十一條」を「最低賃金法（昭和五十年法律第三百三十七号）」に改める。

（労働組合法の一部改正）

16. 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

17. 自衛隊法（昭和二十九年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）
18. 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

（労働組合法の一部改正）
19. 家内労働法（昭和四十五年法律第六号）の一部を次のように改正する。

（家内労働法の一部改正）
20. 政府は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者に対するこの法律の規定の適用に伴い、その者を雇用する使用者に対する援助その他の者の雇用機会の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。

（中央最低賃金委員会の職員の確保）
21. 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、中央最低賃金委員会の権限の行使に必要でかつ十分な職員が確保されるよう必要な措置を講じなければなりません。

（最低賃金法（昭和三十七号））を「最

なければ」に改め、同項後段を削る。

（地方公務員法の一部改正）

16. 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「労働関係調整整法（昭和二十一年法律第二百五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）」を「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五号）」に、「基く」を「基づく」に改める。

（自衛隊法の一部改正）
17. 自衛隊法（昭和二十九年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）
18. 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

（労働組合法の一部改正）
19. 家内労働法（昭和四十五年法律第六号）の一部を次のように改正する。

（家内労働法の一部改正）
20. 政府は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者に対するこの法律の規定の適用に伴い、その者を雇用する使用者に対する援助その他の者の雇用機会の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。

最低賃金法案 提案理由説明

和三十四年法律第三十七号）」を「最

らない。

低賃金法（昭和五十年法律第二百六十一号）」を「最低賃金法（昭和五十年法律第二百六十一号）」

理由

に改め、「（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金をいう。）」を削る。

第二十条第二項中「事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方最低賃金審議会が、その他の事項は」を「事項は、」に改める。

第二十二項第一項中「家内労働に関する専門の事項」の下に「（最低賃金の決定又はその改正に関する事項を除く。）」を加える。

第二十三条中「又は地方最低賃金審議会」を削り、「意見をきく」を「意見を聞く」に改める。

（身障害者等の雇用機会の確保）

今回、最低賃金法に関して、総評、同盟、中立労連及び新産別労働四団体が統一要求がまとまり、社共公民四党が一致して最低賃金法案を共同提案することになりましたことは、わが国の労働運動

の歴史に、誠に意義深いものと存ずるの

であります。

近年、わが国経済は、飛躍的発展をとげ、工業生産水準は資本主義国において

アーリカに次いで第二の地位を占めるにいたりました。

しかしながら、下請、社外工、臨時工、日雇い、パート・タイム」という低賃金の雇用構造は、解消するどころか、高度

経済成長の過程において拡大の方向をたどりました。

労働省の賃金構造基本調査によれば、十名以上規模の企業において、昭和四八年六月現在、賃金が五万円にも満たない労働者が四四八万人を数え、調査対象労働者の一六・七%に達しておりますが、その他に十名未満の企業の労働者、パートの労働者、さらに二百万人の家内労働者が存在しております。

今日の異常なstagflation経済の下において、これら低賃金労働者の実質賃金は減少し、また失業者として放り出され、正に生活は破局に瀕しつつあります。

業者間協定として発足したわが国の最低賃金法は、その後の改生にもかかわらず、低賃金構造の改善に寄与せず、かえって低賃金を固定化する役割をはたしてきましたのであります。

現在一県を除き各都道府県に地域的最低賃金が施行されていますが、その日額は、最高の東京都で一・七九四円、最低の福島県で一・三四〇円であって、到底労働者が健康で文化的な最低生活を営むことのできる賃金とはいえません。これらの最低賃金は、全国労働者の平均賃金との比率においても、全国一律最低賃金制度を確立しているフランス、アメリカの比較に比率して余りにも低位にあります。

四党は、新たにすべての労働者に適用する全国一律最低賃金制度を設けることによって、労働者に健康で文化的な生活

を営むために必要な賃金の最低額を保障する必要があることを痛感し、ここに現行法を廃止して新最低賃金法を制定することを共同提案する次第であります。

次に、この法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定に寄与することを目的としております。

第二に、最低賃金の決定方式についてであります。

この法律は、中央最低賃金委員会が、全国を通じすべての労働者に対し一律に適用される最低賃金を決定することにいたしております。

しかし、全国一律の最低賃金を適用することが不適当であると認められる一定の地域については、これを上回る地域的最低賃金を定めることができることとしております。

第三に、最低賃金の決定基準についてであります。

この法律は、労働者が健康で文化的な最低生活を営むために必要な生計費を基本として、最低賃金を定めることとしております。

第四は、最低賃金の改正についてであります。

この法律は、全国一律最低賃金及び地域的最低賃金は、一年に少なくとも一回最低賃金について検討を行ない、現行最低賃金が適当でないと認めたときは、その改正をしなければならないこととしております。

第五に、最低賃金の決定機構についてであります。

最低賃金委員会は、行政委員会の性格

半数が、最低賃金に関する定めを含むの労働協約又は最低賃金について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合には、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の大部の合意による申請によって、その拡張適用を認めることといたします。

また、右のような労働協約の存しない場合に、最低賃金委員会は、当分の間必要に応じ、法律施行時に現に行われている事業又は職業の範囲において最低賃金を決定することができるとしておりたしてあります。

第六に、最低賃金の決定基準についてであります。

この法律は、労働者が健康で文化的な最低生活を営むために必要な生計費を基本として、最低賃金を定めることとしております。

第七に、最低賃金の決定基準についてであります。

この法律は、労働者が健康で文化的な最低生活を営むために必要な生計費を基本として、最低賃金を定めることとしております。

第八に、最低賃金の決定基準についてであります。

この法律は、労働者が健康で文化的な最低生活を営むために必要な生計費を基本として、最低賃金を定めることとしております。

第九に、最低賃金の決定基準についてであります。

この法律は、労働者が健康で文化的な最低生活を営むために必要な生計費を基本として、最低賃金を定めることとしております。

第十に、最低賃金の決定基準についてであります。

といたしております。この最低賃金委員会は、労使同数の委員と労使委員の同意による若干の公益委員をもって組織し、公益委員は、労使委員の協議を促進し、適正な結論に達するよう努めるものと規定しております。

最低賃金委員会が行う運営手続きに關しては、公開の原則等必要な事項についていたしておられます。

また、最低賃金委員会規則を定めることといたしておられます。

なお、家内労働者の工賃については、この最低賃金に応じて、すべての最低工賃を決定するようにすることにしております。

また、従来最低賃金法の適用を除外されていた国家公務員及び地方公務員にも、これを適用することにいたしております。

さらに、身体障害者に対するこの法律の適用に伴いまして、政府は、身体障害者を雇用する使用者に対する援助その他その者の雇用機会の確保をはかるため、必要な措置を構じなければならないことを規定いたしております。

われわれ四党は、この法律の制定に連して、中小零細企業に対する施策を一層積極的に推進する所存であります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして、御説明申し上げました。

この法律案は、労働四団体のみならず、未組織の労働者を含む全労働者の切なる要求であることを十分に勘案され、御審議のうえ、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

雇用保障法案要綱

日本社会党政政策審議会
労働政策委員会

第一 総 則

一、目的

この法律は、労働者の雇用と生活の安定を確保するため、不完全就業、不安定雇用等不公正な雇用慣行を是正し、その地位の安定と向上を図る等必要な措置を講ずることによって勤労の権利の保障を期し、もって経済の均衡ある発展と完全雇用の達成に寄与することを目的とする。

二、定 義

この法律の用語につき、所要の定義を規定するものとする。

三、国 の 施 策

国は、第一の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならないものとすること。
 (一) 労働者が自由に職業を選択し、その有する能力を十分に發揮することのできるよう、必要な安定した雇用に就くことができるようする。
 (二) 日日雇い入れられる者、臨時的若しくは季節的に使用される者又は特

止し、その影響を受ける労働者の雇用の安定を図ること。

(八) 景気の変動その他の経営上のやむを得ない事由によって使用者が操業の短縮その他事業活動を縮少する場合における休業その他の雇用調整について規制その他適切な措置を構じ、雇用の安定を図ること。

(九) 雇用の保障を期するため、解雇を規制する措置を講ずること。

(十) 下請、社外工等註文者又は元方の請負人の下で重複的な指揮、監督を受けた使用される者の雇用慣行及び雇用状態を是正すること。

(十一) 中高年令者その他構造的失業のある者の雇用の安定を図り、定年制その他雇用差別のおそれのある雇用慣行を是正し、その雇用状態を改善すること。

(十二) 中高年令者その他構造的失業のある者の雇用の安定を図り、定年制その他雇用差別のおそれのある雇用慣行を是正し、その雇用状態を改善すること。

(十三) 身体障害者の雇用を確保し、その雇用の安定をはかり、雇用条件その他他の雇用状態を改善するとともに、職業訓練を整備充実すること。

(十四) 労働者がより有利な職業に就くことができるようするため、社会の必要と科学技術の進歩に即応した公的職業教育訓練の施設を体系的に整備し、その習得した資格能力にふさわしい雇用に就くことができるようすること。

(十五) 経済産業の構造的変化による失業又は不完全雇用の発生及び増加を防

一、雇用保障基本計画の策定

1. 国は労働者に安定した雇用を保障し、その経済的社会的地位の向上を図るために雇用保障の基本となるべき雇用保障基本計画には、労働市場の動向その他雇用保障の基本となるべき事項を定めるものとすること。

2. 雇用保障基本計画には、労働市場の動向その他雇用保障の基本となるべき事項を定めるものとすること。

3. 労働大臣は、雇用保障基本計画を策定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、雇用保障委員会及び雇用審議会の意見を聴いてその案を作成し、これを国会に付議しなければならないものとすること。

4. 労働大臣は、雇用保障基本計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならないものとすること。

5. 3及び4の規定は雇用保障基本計画の変更について準用すること。

二、関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、雇用保障基本計画の策定及び実施に関し資料の提出その他必要な協力をしなければならないものとすること。

臨時的なものであることが客観的に認められるものであつて且つこの法律の目的を害するおそれのない場合を除き、契約に期間の定めを付することができないものとすること。

2. 期間の定めある労働契約は、その期間を超えて労働者を引き続き使用したとき又は契約を更新し若しくは期間終了後所定の期間内に再雇用したときは、当初より期間の定めのなかったものとみなすものとすること。但し、予期し得ない事由によつて当該労働者を引き続き雇用する必要がある場合には一定の期間を限り原契約と同一の条件で期間を延長することができるものとすること。
3. 使用者は、事業の性質上やむをえず期間を定めて雇用する労働者に対して、当該企業で使用する一般の労働者と同一の賃金その他の労働条件を保障しなければならないものとすること。
4. 請負等の形態で行なう事業又は作業等の注文者又は元方の請負人等の事業者は、当該下請等の事業等に使用する労働者については、下請負人等と連帯して使用者としての責任を負うものとすること。
5. 前4に規定する事業又は作業等同一の事業場又は作業場所等において注文者又は元方等の指揮監督の下に同種の労働に使用する労働者に対する

しては、すべて注文者又は元方の請負人等が直接雇用する労働者と同一の雇用条件を保障しなければならないものとすること。

二、年令による雇用差別の規制

使用者は、労働者に対して、その年令（四五才～六五才、当面四五才～六〇才）の理由として雇入れを拒み、解雇し、その他雇用、労働条件を差別してはならないものとすること。

三、身体障害者の雇用

1. 使用者は、その事業の種類及び常時使用する労働者の数に応じて、別に法律で定めるところにより、身体障害者をその能力に適した相当な業務に雇用しなければならないものとすること。

2. 使用者は、身体障害等の労働者がその能力を十分に発揮することができるよう作業環境の整備に努めなければならないものとすること。

3. 使用者は、事業の運営に著しい変化を生ずるおそれがある場合には、その雇用の安定維持のために労働組合と協議し、必要な措置をとること。

4. 使用者は、1の場合には、当該事業場の労働者を組織する労働組合と前事に、協議しなければならないものとすること。

5. 使用者は、景気の変動その他経営上の事由により、次の各号に掲げる人数の労働者を二ヶ月の期間内に解雇しようとするときは、予じめ労働組合と協議した上、労働省令で定めるところにより、少なくとも一ヶ月前にまでに、その旨を雇用保障委員会に届け出なければならないものとすること。

6. 常時使用する労働者の数が五十人未満の事業場にあっては、五人以上の労働者

ため、その能力をできるだけ發揮し

うるようにしてのに必要な職業訓練等の施設を整備・充実するものとす

2. 整措置を実施しようとするときは、

労働省令で定めるところにより、事前に、その旨を雇用保障委員会に届け出なければならないものとすること。

一、受講機会の保障

使用者は、職業教育又は職業訓練等を受けようとする労働者に対して、有給訓練休暇を付与する等必要な措置を

講じ、その職業訓練等を受ける機会を保障するように努めなければならないものとすること。

三、未払労働債権の保全

使用者が労働者の賃金若しくは退職金又は委託した預貯金その他の労働者の債権を、支払わないときは

法律で定めるところによりその未払債権額を代位弁済するものとすること。

又は委託した預貯金その他の労働者の債権を、支払わないときは

法律で定めるところによりその未払債権額を代位弁済するものとすること。

第五 雇用の安定に関する措置

一、経済構成の変化等に対する措置

使用者は、経済・産業構造の変化によって事業経営に著しい変化を生ずるおそれがある場合には、その雇用の安定維持のために労働組合と協議し、必要な措置をとること。

2. 使用者は、1の場合には、当該事業場の労働者を組織する労働組合と前事に、協議しなければならないものとすること。

3. 使用者は、景気の変動その他経営上の事由により、次の各号に掲げる人数の労働者を二ヶ月の期間内に解雇しようとするときは、予じめ労働組合と協議した上、労働省令で定めるところにより、少なくとも一ヶ月前にまでに、その旨を雇用保障委員会に届け出なければならないものとすること。

4. 常時使用する労働者の数が五十人未満の事業場にあっては、五人以上の労働者

ため、その能力をできるだけ發揮し

うるようにしてのに必要な職業訓練等の施設を整備・充実するものとす

ること。

5. 使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、やむを得ず休業を

再訓練認の施設及び制度を整備、拡充するようにならなければならないものとすること。

6. 使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、やむを得ず休業を

再訓練認の施設及び制度を整備、拡充するようにならなければならないものとすること。

7. 使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、やむを得ず休業を

再訓練認の施設及び制度を整備、拡充するようにならなければならないものとすること。

8. 使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、やむを得ず休業を

再訓練認の施設及び制度を整備、拡充するようにならなければならないものとすること。

第六 解雇等の規制

一、大量解雇の届出

使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、次の各号に掲げる

人数の労働者を二ヶ月の期間内に解雇しようとするときは、予じめ労働組合と協議した上、労働省令で定める

ところにより、少なくとも一ヶ月前にまでに、その旨を雇用保障委員会に届け出なければならないものとすること。

1. 使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、やむを得ず休業を

再訓練認の施設及び制度を整備、拡充するようにならなければならないものとすること。

2. 使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、やむを得ず休業を

再訓練認の施設及び制度を整備、拡充するようにならなければならないものとすること。

3. 使用者は、景気の変動その他経営

上の事由により、やむを得ず休業を

再訓練認の施設及び制度を整備、拡充するようにならなければならないものとすること。

事業場の労働者の百分の十又は二十人のうち何れか少ない方の数以上の労働者

二、大量解雇の制限

使用者は、三に規定する雇用保障委員会の承認があるまでは、労働者を解雇してはならないものとすること。

三、調査、勧告等

雇用保障委員会は、一の1の規定による届出があつたときは、三月以内に、当該事案について必要な調査を行い、当該解雇が経営上避けることができないものであり、かつ、使用者が雇用の維持に相当な努力を尽しており他の手段によっては事業の継続が不可能となるためやむを得ないものと認められない限り、これを承認することができないものとすること。

雇用保障委員会は、1の調査の結果当該解雇が相当でないと認めるときは、使用者に対し、その時期の変更又は全部若しくは一部の取りやめその他当該解雇に代わるべき措置を採るべきことを勧告しなければならないものとすること。

3. 一の1及び三の1の規定は、勧告に基づく届出の変更について準用すること。

四、解雇にかかる労働者の保護

使用者は、一の1の規定による解雇の届出をしたときは、当該届出に

かかる労働者に対して、賃金を削減することなく、再訓練又は再就職のために必要な便宜供与を行なわなければならぬものとすること。

2. 一の規定による解雇の後、使用者が一年の期間内に同種の業務に新たに労働者を雇入れようとするときは、雇用保障委員会の許可を受けなければならないものとすること。

五、勧告に従わない場合

1. 雇用保障委員会は、三の2の規定による勧告を受けた使用者が、当該勧告に従わないとときは、労働省令で定めるところにより、その旨及び当該勧告の要旨を公表するとともに、当該使用者に対し、期間を定めて三の1の規定による承認をしないことができるものとすること。

2. 職業安定機関は、1の場合において必要があると認めるときは、当該使用者に対し、期間を定めて職業紹介活動を停止する等必要な措置を講ずることができるものとすること。

第七 失業時の生活保障等

第九 雇用保障基金等

一、設置

1. この法律の目的を達成するため、雇用保障基金を設置するものとすること。

2. 雇用保障基金は、その経理を明確にするため特別会計とするものとすること。

監督、報告、労働者の申告、罰則、施

行期日等につき、所要の規定を設けるものとすること。

第十 その他

2. 国は、さらに失業対策として就労障事業（一般失対、緊急就労、開発就労、特定地域開発等）を充実する等必要な措置を講ずるものとすること。

1. 国は、雇用保障等の措置に要する費用にあてるため、使用者から賦課定めるところにより、雇用保障の状況等を考慮して労働大臣が定める率を乗じて得た額とするものとすること。

第八 雇用保障委員会

一、設置
この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、労働大臣の所轄の下に、雇用保障委員会を中心及び地方に置くこと。

二、組織
1. 委員会は、労働者委員、使用者委員及び公益委員をもって組織するものとすること（中央委員会は、労使各七名、公益五名、地方委員会は労使各五名、公益三名）。

2. 労働者委員は、労働組合が推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が推薦した者について、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命するものとすること。

三、基金からの支出
雇用保障基金は、第一の3の規定に基づく未払全額及び第五の3の規定に基づく未払勞働債権の弁済に要する費用の全額に充てるものとすること。

四、基金の管理等
雇用保障基金は、労働大臣が、雇用保障委員会の定める計画及び指示に従いこれを管理するものとすること。

五、その他
1から4までに規定するもののほか雇用保障基金に関する必要な事項は、別に法律で定めるものとすること。

六、国庫の負担
国庫は、雇用保障に関する措置に要する費用のうち、国の負担すべき項目にかかるものの一部又は全部を負担するものとすること。

核兵器不拡散条約の問題点

日本社会党外交・防衛委員会

政策審議会

大きくゆさぶられている事態である。わが党が調印時に指摘した問題点の解明とならんで、これらの新しくまれた情勢のなかで、N P T体制がどのような変化をとげているかの検討もまた必要になっている。

一、問題点の再整理

「核兵器の不拡散に関する条約」(N P T)

を自民党政が調印したさい、わが党は国際局長談話(一九七〇・二・三)を発表して、①N P Tが成立しても核大国間の核競争は継続され、世界が核兵器の脅威にさらされていることは変わらない。

②N P Tは、核大国による他国への核の持ち込み、配備、移動を禁じていないので、この条約に参加しても、日本はアメリカの核兵器の持込み、配備を禁止することはできない。③核兵器国における核脅威、攻撃の禁止など非核兵器国の安全が保障されていないため、非核兵器国は最終的な自国の安全を核兵器国に依存することになり、日本はアメリカの核の傘の下にいっそう深く組みこまれることになる。④原子力の平和利用をめぐる国際原子力機構の国際調査で、日本は経済、技術の面にわたって恒久的にアメリカの支配をうけることになる。⑤中、仏などの核兵器国を除外しているために、国际的軍縮への一步としての真価を疑わせるなどの問題点を指摘した。さらに、わが党は、①アメリカ政府の強い、執ような圧力 ②核兵器の持ち込みと核基地化

を合法化し、潜在的核大国として国際的発言を増大しようという自民党政の企

図 ③国際原子力機関による国際検査をユートラムなみの水準におさえ、核開発の自由を確保し将来の核の軍事利用と独自の核武装化に道をあけておこうとする野心などが疑問の多いN P Tの調印を急がせた要因であると強調したのである。

したがって、今国会の主要な政治課題となっているN P Tの批准問題をめぐつてわが党の最終的な態度決定をするためには、N P Tのこれららの疑問点がどの程度に解明されたのか、調印を急がせた要因といま批准を急がせている要因に同質性があるかどうか、などを明らかにしなければならない。

ところで、自民党政の調印いらいこの五年のあいだに、N P Tをめぐる国際情勢は二つの点で大きな変化をとげた。そのひとつは、インド政府の地下核爆発実験(ブルトニウム核爆発装置)一九七四年五月一八日によるN P T体制の不安定化と動搖である。ふたつは、原子力の「平和」利用(発電原子炉の世界的な拡散)か、核能力、核兵器製造能力の拡散をもたらし、この面からもN P T体制が

二、核軍縮とN P T

核軍備競争の停止と核軍縮の実現は、

N P Tの生命線であるといふことができる。それも、前文ならびに第六条(各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮少に関する効果的な措置につき並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮少に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する)が、これを規定しているからという形式的な問題ではない。

N P Tは、周知のように、核兵器の水平的拡散を厳禁した国際条約である。もっぱら新たに核兵器を製造、取得する国際の出現(水平的拡散)だけを禁じようとしているのである。最強国の最強兵器(核)を禁じるのではなく、まだ存在していない中・小国の核兵器を厳禁しようとすると、ところにN P Tの特徴があるのである。しかし、これらの条約、協定の基本的な性格は、「核の垂直的拡散」をしばる効果的な軍縮措置というよりは、それを認めたりえ、相互の核均衡を実現するための「軍備管理」(アームズ・コントロール)的措置であるといった方がより適切である。具体例が第一次S A L Tに関する合意の内容である。

第一次S A L T交渉は、A B M制限条約と戦略攻撃兵器制限暫定協定をもたらした。A B M制限条約は、だが、戦略核兵器体系の開発にあたっては、完全な防

の関係がある。核の垂直的拡散が進み、核大国間の核軍備競争が進んでいるという状況のもとでは、非核兵器国(N P T)にたいする不信感の増大がもたらされ、それがN P T体制の存立基盤をほりくずすものとなることは自明のことがらである。だから、核軍備競争の停止なり核軍縮というときは、この「核の垂直的拡散」への規制が具体的にどう達成されているかを検討することでなければならない。

N P Tの発効(一九七〇・三・五)以来実現された「軍縮」についての国際的とりきめは、①海底軍事利用禁示条約(一九七〇・一二・七)、②偶發戦争防止協定、ホットライン改善協定(一九七一・九・三〇)、③A B M制限条約、戦略攻撃兵器制限暫定協定(一九七二・五一・二六)、④米ソ間核戦争防止協定(一九七三・六・一二)、⑤第一次S A L Tに関する合意(一九七四・一一・二四)などである。しかし、これらの条約、協定の基本的な性格は、「核の垂直的拡散」

核兵器体系の構策はほとんど不可能だとい

う現実を反映したものでしかなかつたし

後者は、戦略攻撃用ミサイルの「近代化

と更進」という核の垂直的拡散が十分に

保障されたものであつたにすぎないので

ある。この協定によつて、米ソは、I C

B M・S L B M の数量規制を行つたが、

制限されたのは運搬手段の数量だけであつて、核弾頭の質についての規制はまつたくなされなかつたからである。ついで

第二次 S A L T に関するウラジオストック合意は、I C B M・S L B M、重爆撃機の総数に二四〇〇の上限を設け、また

M I R V (個別誘導複数弾頭) ミサイルの数量を一三三〇とした。さらに、新協定の有効期間を暫定協定のきれる一九七七年十月から一九八五年十一月までとす

ることにしたのである。ここでもまた、

運搬手段の規制によって、逆に、M I R V の促進、核弾頭の数や命中精度の向上、非脆弱化、破壊能力や展開能力の拡大など実質的な「核軍拡」が促進されて

いるのである。

N P T の前文ならびに第六条の核軍縮交渉義務は、このように十分な成果をあげているとはいひがたいのである。核大

国による核の垂直的拡散防止がスムーズに成功しないならば、それは、非核兵器

国によるN P T体制への不信の増大となつてはねかえり、核の水平的拡散防止がやがて実効のないものとなる可能性が強まっているのである。

三、非核兵器国の安全保障の核と傘

N P T は、その第一条で「核兵器国は核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと」と規定している。また

第二条は、「非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと」

をうたっている。だが、ここでいう「移譲」又は「受領」とは、所有権ないし管理権の移転を指すのであって、核兵器国が自國の所有する核兵器を外国領土にどのように展開、配備しようが、その管理権を維持しているかぎりは、N P T に抵触しない。核兵器国は、非核兵器国への「核持ち込み」をまったく禁じられない

一方、非核兵器国にたいする安全保障問題はさしたる前進をみせていない。N P T の本文中には、非核兵器国との安全を具体的に保障する規定は存在せず、ただ米英ソ三国政府は、「N P T 加盟の非核兵器国への核威嚇や攻撃にさいしては、ただちに国連安理会の行動を求める。また安保理の措置がとられるまで、個別的大な集団的自衛権が行使される」旨の宣言をだした(一九六八・六・一七)。さらに、この宣言の趣旨は、「非核兵器国」の安全保障に関する安全理事会決議(一九六・一九)によつても確認された。しかし、国連憲章の一般的原則を再確認したものにすぎない制約のうえに、N P

T 本文にはなんらの規定もみえない宣言

や決議では事態の改善に役立つものではなかつた。だから、非核兵器国の中選択は単純であった。インドのように核兵器国(厳密には、核爆発装置保有国もしくは核実験国)の道を歩ゆむか、中仏のよう

に独自の核開発を進めるか、あるいは、日本のように日米安保体制という核の傘

のもとでアメリカの核基地化(ラロック

証言をみよ)し、それによって安全保障を確保するかの選択であった。いずれの場合であつても、N P T 体制の動搖はさけられない。

N P T のこのような弱点を克服するた

めに、いま、国連、ジュネーブ軍事委員会を舞台に、「ラテン・アメリカにおける核兵器の禁止条約」(トラテルコ条約)

にならつて、非核武装地帯の設置の動きが強まつてゐる。国連第一回総会では

中東、南アジアを対象とする非核武装地帯設置決議、アフリカの非核決議、ラテ

ン・アメリカ条約の付属議定書への核兵

器国への参加要請決議などが採択されてお

り、この動きを促進する必要性がたかま

つてゐる。

世界的な規模で軽水型発電炉から新型

動力炉への転換が進み、高速増殖炉

本の場合は、実験炉「常陽」—初期出

力五万キロワットが七五年中に臨海に達

し、原利害炉「もんじゅ」—電気出力三

〇万キロワットが七八年に完成予定)

の実態段階に達し、ウラン鉱石の採鉱・精

錬から濃縮・加工をへて核燃料として使

用し、さらに使用済燃料の再処理によつてプルトニウムや減損ウランを回収し、

これを再使用するためにふたたび燃料加

工工程に送るという「核燃料サイクル」

が各国ごとに定着すれば、国際原子力機

関の査対能力はとても、すべての核爆発

装置の製造能力の拡散をキャッチするこ

とはできない。

然的に核爆発装置の拡散につながつてい

る事態を無視することはできない。日本

原子力産業会議の資料によると、現在運

転中の原発は一四七基、建設・計画中の

ものが三六四基、合計五一基になる。

しかも、低濃縮ウラン(二~三%)を燃

料とする軽水型から、核兵器に使用する

高濃縮ウランを燃料とする新型転換炉や

ブルトニウムを生産する高速増殖炉へと

結ウラン確保と自給体制の確立、②核燃

料加工体制、③使用済燃料再処理工場の

建設—の進展は、この傾向をいつそう

促進している。

世界的な規模で軽水型発電炉から新型

動力炉への転換が進み、高速増殖炉

本の場合は、実験炉「常陽」—初期出

力五万キロワットが七五年中に臨海に達

し、原利害炉「もんじゅ」—電気出力三

〇万キロワットが七八年に完成予定)

の実態段階に達し、ウラン鉱石の採鉱・精

錬から濃縮・加工をへて核燃料として使

用し、さらに使用済燃料の再処理によつて

プルトニウムや減損ウランを回収し、

これを再使用するためにふたたび燃料加

工工程に送るという「核燃料サイクル」

が各国ごとに定着すれば、国際原子力機

関の査対能力はとても、すべての核爆発

装置の製造能力の拡散をキャッチするこ

とはできない。

四、原子力の「平和」利用と潜在的核兵器国増大

この宣言の趣旨は、「非核兵器国」の安全保障に関する安全理事会決議(一九六・一九)によつても確認された。

しかし、国連憲章の一般的原則を再確認したものにすぎない制約のうえに、N P

N.P.T.は、ここで、核兵器の水平的拡散の禁止と、原子力の「平和」利用の促進というふたつの矛盾した内容によつて大きな危機にたたされることになるのである。

政府はしきりに二月二六日に、国際原子力機関への間に仮調印した保障措置協定の内容が、ユ・コトラム協定とほぼ同文であり、また議定書に最惠国待遇条項が盛りこまれたことで平等偏確保という目的が達成されたと宣伝している。だが、核爆発装置の製造能力の探知という面からいえば、国際原子力機関の査察は嚴重であればあるほどよいことになる。国際査察をユートラムなみの水準におさえて核開発の自由を確保し、将来の核の軍事利用と独自の核武装化に「フリー・ハンド」をえようとする策謀はきびしく批判されなければならない。

一九七五・三

原子力行政をどう変えるべきか

日本社会党政政策審議会
科学技術政策委員会

未知の部分や困難が比較的少ないはずの遮蔽技術においてさえ、日本の原子力技術はきわめて未発達であり、基礎的研究の蓄積がいかに欠けているかを、「むづ」は鮮明にした。

まして最近あいついで明らかになっている冷却パイプと炉本体の応力腐食割れ、蒸気発生器の細管腐食、燃料棒の破損、緊急冷却装置等の安全装置のヒビ割れや機能不全などの問題も、さらにまた使用

世界の原子力発電設備容量

(1974年12月末現在)
単位:MWe・Net

国名	運転中		建設・計画中		合計	
	設備容量	基数	設備容量	基数	設備容量	基数
アメリカ	24,700.9	42	178,531	173	203,241.9	215
ギリシャ	5,430	29	12,330	18	17,760	47
ソーラン	2,906.5	20	6,540	9	9,446.5	29
ラナード	2,834.	10	10,952	11	13,786	21
カナダ	2,536.5	7	11,624	17	14,160.5	24
西日本	2,312.6	11	16,035	17	18,347.6	28
スイス	2,180	7	14,194	19	16,374	26
イタリア	1,073	3	15,748	17	16,821	20
イギリス	1,006	3	6,255	7	7,261	10
オランダ	582	3	1,006	5	1,588	8
オーストラリア	554	3	1,623	4	2,177	7
オランダ	502	2	960	1	1,462	3
オランダ	450	2	10,044	12	10,494	14
オランダ	319	1	1,946	3	2,265	4
オランダ	125	1	500	1	625	2
オランダ	112	1	1,656	4	1,768	5
オランダ	70	1	1,530	4	1,600	5
オランダ	10.5	1	3,385	5	3,395.5	6
オランダ	—	—	3,008	4	3,008	4
オランダ	—	—	2,892	5	2,892	5
オランダ	—	—	1,620	4	1,620	4
オランダ	—	—	1,440	3	1,440	3
オランダ	—	—	1,200	2	1,200	2
オランダ	—	—	1,200	2	1,200	2
オランダ	—	—	1,170	1	1,170	1
オランダ	—	—	880	2	880	2
オランダ	—	—	836	2	836	2
オランダ	—	—	800	1	800	1
オランダ	—	—	692	1	692	1
オランダ	—	—	626	1	626	1
オランダ	—	—	615	1	615	1
オランダ	—	—	500	1	500	1
オランダ	—	—	500	1	500	1
オランダ	—	—	500	1	500	1
オランダ	—	—	400	1	400	1
オランダ	—	—	400	1	400	1
オランダ	—	—	380	2	380	2
合計	47,714	147	—	364	362,732	551

(注) ① 正味電気出力 10 MW以上の電気炉を対象とした。

② 集計はストレッヂ前の正味電気出力を採用した。

③ 主として発注ベースで記載したが、発注済でないものも含まれる。

④ 運転中の発電炉には臨界には達したが、まだ送電に至らないものも含まれる。

全分野における基礎的な実験、研究を積み重ねるべきであるという社会党の正しさは、ますます多くの労働国民の共通した認識となりつつある。

この最も基本的な問題を、自民党政府は糊塗して、従来どおりの危険な道を走るために、旧態依然たる科学技術庁の中に、原子力安全局を設置して国民の目をごまかそうとしている。

これでは、原子力基本法に定められた自主・民主・公開の原則は、従来と同様にふみじられ、きわめて非民主的に原子力行政が強行されつづけることは目に

見えており、勤労国民の生命と権利が守られないばかりか、ブルトニウム等の核兵器への利用を完全に阻止することさえ困難となる。

旧来の原子力委員会委員、原子炉安全専門審査委員会等は、全員が責任を負つて即時辞職すべきことはいうまでもないが、そればかりでなくわが党は、自民党政府が進めようとしている原子力安全局設置等々の糊塗策を黙視することはできず、あらためて次のことを要求するものである。

一、核分裂型と核融合型について

- ① 安全のための基礎的実験・研究を十分な時間と十分な資金を投じて実施し、安全な装置と安全な運転管理方法と放射性廃棄物の安全な最終処分方法とが確立するまで、核分裂型の原子炉をもつ「むつ」もすべての原子力発電所も、そして再処理工場も、運転、試運転、建設、計画を中止すること。

- ② 人口がこのように稠密で、しかも大地震の多い日本においては、一千年以上の安全な保管をする死の灰を大量に生み出す核分裂型の原子力発電所や、核燃料再処理工場を建設するのは、世界のどの国にもまして危険であり、まして最大限の利潤追求を目的とする独占資本の手で建設し管理するのはきわめて危険であるから、核分裂型に電力供給を頼るよ

うな体制にはしないこと。

③ 石炭や石油や天然ガスやオイル・シエルなどが、地球上に本当に枯渇する時までには確実に実用化できるよう、核融合型の原子力発電の研究開発に主力を傾注すること。その

ためには核融合開発の進んでいるソ連をはじめとした社会主義諸国等との、核融合に関する共同研究、国際協力を推進すること。

二、機関について

- ① 原子力委員会は、新たな行政委員会に変え、委員長は、科学技術庁長官や他の大臣の兼務ではなく、委員長も委員も別に国会の議決をへて決定するものとすること。

- ② 原子力委員会は、国民の安全の立場から原子炉や放射性物質にかかる装置、施設の建設及び運転・管理についての、許認可、検査などに関する任意の立入検査権をもち、建設や

運転を中止し、装置、施設の改造や転・管理の変更を命ぜることができる。

③ 原子力安全局に相当する機関はこの新たな原子力委員会の中に設置すること。

(岸信介会長) 主催の改憲集会に「法の番人」であるべき現職の稻葉法相が出席。連休明けの六日、社会党はこの問題を重視し、憲法九条に違反した稻葉法相の責任を追求するとともに、三木内閣の基本姿勢を示したものとして、議運理事会で政府の統一見解を求めた。

七日、政府は「稻葉法相は法務大臣と及び農漁民側の推せんする専門家と使用者側の推せんする専門家との同数づつで構成すること。

④ 原子力委員会のもとにおける原子炉安全専門審査会をはじめ、すべての審査会や部会の委員は、労働者及び農漁民側の推せんする専門家と使用者側の推せんする専門家との同数づつで構成すること。

⑤ 内閣官房におかれた原子力行政懇談会は、労働者及び農漁民の推せんする人と、使用者側の推せんする人とを同数づつの構成にかえること。

三、原子力計画について
① 資本主義的高度経済成長の延長上にてられた「原子力開発利用長期計画は廃棄すること。」

② 上記一と二の原則確立の上に、原子力委員会は原子力の基礎的研究計画と、実行化研究計画とを作成すること。

「稻葉法相問題」に関する総括

日本社会党政策審議会
法務部会

一、問題の所在と経過の概要

占領軍の押しつけ憲法であり、諸悪の根源である」ときめつけ、その改憲を主張し続けていた「自主憲法制定国民会議」

の現行憲法に対する見解、①改憲集会に出席した資格—憲法九九条違反、②稻葉法相は個人としてあると責任回避の欺瞞的な答弁を行ない「私は改憲論者だ、閣僚が改憲を論議していけないのはおかしい。現行憲法は欠陥が多い」「一切論議していけない」というのでは憲法九六条は無用

だ」など暴論をもって居直りの答弁を行なう。この稲葉法相の答弁は政府の統一見解とも大きく矛盾しており、社会党は

憲法の根幹に触れる問題として後日、三木首相、稲葉法相の出席を求めて徹底した追求を行なうことと決定した。

委員会に先立ち、八日、稲葉法相は「遺憾の意」を表わす説明（記者会見）を行なつたが、憲法にうたわれた「言論・表現の自由」を逆手にとって「今の憲法に欠陥がないとはいえないだから憲法九六条（改正条項）がある」と開き直る始末であった。九日、党は同問題に結着がつくまで法務委員会以外の一切の国会審議に応じないことを確認し、十三日、衆・参両院の法務委員会に三木首相、稲葉法相の出席を要請し、法相の「辞任或いは罷免」を要求することを決定した。他方、自民党総務会は政府に対して「自民党は憲法改正を党はとしており、三木内閣で改憲する意図はないにしても、党として改憲しないわけではない。政府はこの筋道を逸脱するな」という趣旨の申し入れを行なった。そして、政府自民党は、①法相の罷免要求には絶対応じない、②十三日の法務委員会で法相は「現職閣僚としての言動に遺憾な点があつた」ことを認めたが、「憲法の尊重」と「改憲の意思がない」姿勢を示し野党的追求を極力回避するという戦術上、木内閣は改憲の意思が全くないことを強

調するとともに、法相の現行憲法は欠陥であるとする発言を繰り回し、訂正し説明を行なうというものであった。

国民注視のなかで、十三日三木首相、稲葉法相が出席して参院法務委員会が開かれた。この日社会党は矢田部理、佐々木静子両議員が追求を行なった。矢田部議員はまず、稲葉法相の現行憲法に対する数々の反憲法的な言動をたたし乍ら「改憲論者」としての稲葉氏を問いつめそのような稲葉氏を法相としている三木内閣の基本姿勢を問題とした。改憲しないことを自ら認めざるを得なかつたといふことは明らかに矛盾であった。このような法相は「憲法遵守は可能か」と問いつめられると、「三木内閣に稲葉氏を法相としていることは明らかに矛盾であった。この責任は改憲論を認めたことだ」と責め法相の「辞任乃至罷免」を要求したが、三木首相は問題をそらすのみで不当にも罷免権の行使を拒否したのである。この日、三木首相、稲葉法相は同じ答弁をくり返すのみで、問題の重大さに対する認識の欠如、憲法認識のなさをさらけ出したと云える。

三木首相は「（改憲の）機が熟しておらず現状で手をつけることが不適当と判断し改憲をしない方針」と答えており、改憲をしないとする説明が必ずしも憲法を守るという立場からものでないことが明らかとされた。それは、矢田部議員に改憲をしないことを三木内閣の方針とするなら党の方針を変更するか、党はを一時的に凍結せよ」とせまられて、答弁出来なかつたことからも解ることである。又稲葉法相は改憲集会出席は個人の資格であるとして憲法九九条違反の責任を回避し、弁明に努めるのみで改憲運動に対す

る態度をアーマイにし、「欠陥憲法」発言の取り消しも真意でないことを自ら認める素振りを示した。

佐々木議員は「改憲をしないとする三木内閣は、どのような基準で改憲論者の稲葉氏を法相に任命したのか」と厳しく問いつめ、これに答えられなかつた三木内閣は、本質的に稲葉法相と何ら相違ないことを自ら認めざるを得なかつたといふ。そこで同氏は「三木内閣は口でいふこととやることが全く違う。稲葉法相の「改憲論者」としての稲葉氏を問いつめそのような稲葉氏を法相としている三木内閣の基本姿勢を問題とした。改憲しないことを自ら認めざるを得なかつたといふことは明らかに矛盾であった。この責任は改憲論を認めたことだ」と責め法相の「改憲論」の内容が追求されることを恐怖し、「答弁はさし控えたい」と逃げる仕合であった。また、横山議員は「憲法改正を論すことと、憲法解釈を論ずることとは違う」として、憲法解釈を追求するなかで再度、稲葉法相の危険な「改憲論」を問いつめると、法相は完全に答弁が出来ぬ有様であった。答弁を拒否することしか術を失くした首相、法相の破綻は、たと云える。

この日の論議をひきついで十四日の衆院法務委員会で再び、三木首相、稲葉法相は厳しい追求をうけた。わが党は稲葉誠一、横山利秋の両議員が論戦をくり広げた。まず、稲葉議員は三木内閣の憲法認識を問題とし、「改憲が出来ないから憲法遵守を確立させるため、護憲の立場から憲法記念日の行事復活を強くせまりました。この日、佐々木議員は政治責任を明確に出来ず、動搖をくり返す三木内閣に憲法遵守を確立させるため、護憲の立場から憲法記念日の行事復活を強くせまりました。この日、佐々木議員は政治責任を明確に出来ず、動搖をくり返す三木内閣をして改憲運動推進はしないと任で憲法記念日をやる」旨の答弁をせざるを得なくなつたのである。また、佐々木議員は法相の「欠陥憲法」発言の取り消しのアーマイを鋭く追求し、法相に云わしめた。しかし、三木首相は「改憲の意向」を問いつめ、「三木内閣に出席した法相の態度は明確に推進の方針に賛成」といながらもその不確

かさをつけ、憲法記念日に法務省に「積

極的に協力する」ことを約束させたのである。又、一連の審議の過程で、ことに「改憲論」の内容に触れる答弁を拒否し続ける稻葉法相に対する答弁義務違反が問題とされ、法相の「辞任乃至罷免」が強く求められた。他方、答弁を主導する三木首相は、①自分が総裁である限り、改憲のイニシアチブはとらない、②法相は内閣の方針に従つて誓約しており、改憲集会に出席したことで辞めさせる考え方ではない。と責任回避の答弁をくり返すだけであった。

十六日、衆院法務委員会では稻葉法相の「改憲論」と三木内閣の方針の矛盾が再度とり上げられ激しい追求を行なつたが、肝心な点で答弁を拒否し続けたため委員会は紛糾し、中断した。同日、四野党国対委員長会談は「法相は信任できぬい」との態度で一致。わが党を中心と共に・公三党に法相の辞任或いは罷免を強く要求して政府に回答を求めた。十七日、政府は拒否回答を出し、「稻葉問題」は週休明けの十九日以降に持ちこされた。

二十日、四野党国対委員長会談が開かれ、協議の結果、平林国対委員長の「決断」で、①参院決算委員会で稻葉法相が出席し、先の政府回答文書にあらわれて

いる謹慎の意を表明させる、②衆・参両院の本会議で三木首相を基本的考え方を明らかにし、記録に残す—の二点を条件に局面の打開が図られたのである。社会党としてはこの局面打開によつて「稻葉問題」に「決着」がついたとは考えではおらず、今後院内外の諸活動にわたり、政府自民党に憲法を守らせ、護憲の闘いを一層強力に推進することが確認されたのである。

二、闘いの成果と欠陥

一克服すべき今後の課題

「稻葉法相問題」をめぐる一連の国会審議の過程で明らかにされたように、「改憲論」で動搖する三木内閣の反国民的な根本姿勢、その三木内閣に威圧的なまでのどうかつの加え続けた自民党の改憲志向の反動的性格が、わが党議員の鋭い追求を受け、国民の前に徹底して暴露されたりえる。しかし、これを機に自民党の改憲策動がより一層顕在化する兆しをみせており、わが党の護憲闘争の緊要性は増したといえる。

今回の闘いの過程で、わが党は他党に先がけて当初より闘いを積極的に主導し三木内閣に対し数々の成果を挙げることができた。反面、最大の目標とした、稻

葉法相を「辞任或いは罷免」に追いつめ得なかつたことにみられるように、その力量の不足は克服されるべき点として今後に課題を残しており、素直に反省されなければならない。

七日の参院決算委員会以降の国会審議の追求のなかで、わが党は三木内閣に改憲をしないことをその基本方針とすることを明言させ、憲法の理想を実現するため最大限の努力をすることを約束させた。また、憲法記念日について、内閣の責任で意義ある行事を行なうことと約束させました。国民の間に憲法問題を提起し、あらためて護憲の重要性を深めたことと相まって、これらの成果は評価されるべきものである。一部の党が「不信任案」「問責決議案」という極めて形式上の抗議の姿勢のみをとろうとして動搖をくり返しているなかで、わが党が具体的な成果を闘いの戦術においていたのは、現在の政治状況における護憲の重要性を真に自覚し、それを実践する唯一の党であること

を証明したものに他ならない。

しかし、これらの成果を護憲の立場からどれだけ徹底させるのかは、今後の我々の日常的かつ普段の闘いにかかる。なぜならば、改憲論者としての稻葉

法相の本質は何ら変つてはおらず、この稲葉法相を罷免させ得なかつた三木内閣の姿勢は、単に三木首相の指導力の欠如によるものではなく、三木内閣自身の反憲法的な認識を示したものであり、そ

の背景には「改憲封じ込め」に露骨に反映を示した自民党の大勢があることをみてとらねばならないからである。そのためにも今後、持続的にたえず憲法問題を国会の場で明確にさせ、各委員会のなかで三木内閣の護憲の義務を徹底して問い合わせしていく必要性がある。

衆・参両院の法務委員会を中心に闘われたわけであるが、院外の闘争へと発展させる視点が欠落していたことと合せて、国会闘争上のあり方をめぐっても、わが党内部に少なからず反省すべき点のあつたことを最後に指摘しておきたい。それ

は、まず衆・参の国対の対応の相違に問題を残したことである。衆・参両院の一体となつた闘いが是非とも必要である。

また、国対と専門部会との意志の疎通、資料の収集、整理等の国会活動を豊富化させるための事務局体制の強化などが図られる必要があろう。

三菱石油操業再開問題についての報告

日本社会党中央本部
公害追放運動本部
公害政策委員会
水島コンビナート石油
流出事故対策本部

党水島コンビナート石油流出事故対策
本部は、岡山県本部の要請により、五月
三十一日(土)午後一時より岡山県議会社
会党控室において、委員会を開催し、三
菱石油操業再開の問題点について討議し
たので、その後の取組について報告する。

- (4) 防災機材の整備 ①B型オイルフェ
ンス三万メートル ②第二防油堤 ③
油回収船の配備 (日鉄六三〇立労一隻、
三菱六三〇立労一隻、海上保安庁一、三
一〇立労一隻の三隻が配備されている)
- (5) 防災協定の締結 ①国の「石油コン
ビナート災害防止法案」の上乗せした
ものと予定 ②附属覚書(通報、基準、
責任補償の各項目)

一、三菱石油操業再開申請に対する岡
山県と倉敷市が示した条件について
対策委員会は、三菱石油操業再開の問
題について、まず操業再開の前提条件に
ついて討議したが、岡山県と倉敷市が示
した条件は次のとおりである。

- (1) 被害補償の終了 (要求、一〇三件、う
ち解決九四件、未解決九件で漁連一、
海苔問屋一、寿司屋一、旅館六件で九
八%が終了—五月三十日現在—)
- (2) 安全点検(完了)
- (3) 防災体制の確立 ①通報体制 ②保
安検査の強化

任を追及する姿勢に欠け、また三菱も被
害補償さえ行なえばそれで事終れりとい
う公害企業の無責任さを露骨にしている。
対策委員会に提出された岡山県本部の資
料は、「残された問題」として次の十点
を指摘している。

- (1) 油の海底沈下の処理、自然破壊
- (2) 環境影響総合調査結果が明らかにされ、対策が構じられる(協定内容に盛
込む)
- (3) 事故原因の完全究明が明らかにされ
なければ、防災が完全に出来ない(中
間報告のみ、設計・施工・操作・刑事
責任)

- (4) 被害四県との話合い
- (5) 住民不安の解消(住民のコンセンサ
スを得る)
- (6) 県民全体への不自由、被害(社会的
責任)
- (7) 住民の不安、ショックの解消(また
いつ再発するかの不安)
- (8) 企業姿勢の問題(基金の積立)
- (9) 行政の姿勢
- (10) 防災協定の附属覚書は三菱のみであ
る。

- (1) 市の条件に洩れている残され
た問題
- (2) 県、市の条件に洩れている残され
た問題
- (3) 対策委員会の協議内容

以上、一、三に示した事項を参考に、
三菱石油の操業再開の問題について参加
各県(徳島、香川、兵庫、岡山)と中央
本部とで協議したが、各県委員のすべて
は、三菱に対する不信と怒りは激しく、

- (6) 漁業償補協定書の三条の但し書「總
合調査の結果により永続的な影響があ
ると明らかになった場合、将来油流出
事故に起因する予測できない重大な漁
業被害が発生した場合、協議する」の
条項と、第七条の「円満に解決したも
のとし、爾後何らの異議、苦情の申立

安易に操業再開を申請する三菱石油に対
して強い不満の意見が述べられた。各県
委員の意見を簡単に整理すると、

- (1) 岩地帯や砂浜のすき間にに入った油が
気温の上昇とともに滲み出て、清掃効
果はまるでなく、依然として事故発生
当時と同様の油渦が各所にある。
- (2) 事故発生時投下された吸着材の回収
がなされていなく、漂流して海底に沈
下している。

家島で発生した赤潮は、油汚染海域
全域に亘って拡大する危険性がある。
事故原因究明の報告が中間報告のみ
であり、十月に延期されている。操業
再開の問題の討議(企業側)は、それ
以降にするのが常識である。操業
再開の問題の討議(企業側)は、それ
以降にするのが常識である。

環境影響調査の報告は全然なされて
いないし、しかも政府の調査項目は、
単に油の残存の有無、油処理剤残存の
有無のみであるが、これでは被害の調
査にはならない。被害影響調査は、瀬
戸内海の生物生態系に与えた被害(変
化)の調査が必要であり、三年~五年
の長期間絶えず調査が続けられなけれ
ばならない。

請求はしないものとする」の条項は、相互に矛盾し、不明確である。

(7) 防災協定について、現在、國の段階において要綱にすぎない「石油コンビナート災害防止法（案）」が、すでに予定されている。

(8) 三菱石油に対して、社会的制裁を加える意味から、操業の再開を許すべきである。

(9) 操業再開は、被害四県の合意が必要である。などの意見が述べられた。

四、確認事項

以上、各県委員の意見にもとづいて、

三菱石油操業再開に対する黨の態度として、次の五点を基本的確認事項として確認した。

(1) 事故原因調査の報告がなされていない。

(2) 事故影響調査の報告がなされていない。海洋生物の生態系に及ぼす長期的な影響調査が必要である。

(3) 防災協定の基本ともいべき「石油コンビナート災害防止法案」は、いま

だ要綱の段階であり、成立の見通しついていない。防災協定は、住民全体の不安解消のコンセンサスを得ることが大前提である。

(4) 漁業補償協定書の第三条但し書きと、第七条の条項は不明確であり、当事者より真意を糾す必要がある。

(5) 操業再開については、あく迄も被害四県の合意が必要である。

五、中央本部（国政レベルでの）の取り組みについて

六月三日、中央本部は公害追放運動本部と公害政策委員会との合同の会議を開き、五月三十一日、岡山市で開催した対策本部委員会の基本的確認事項をさらに追認し、①基本的確認事項は六月五日に開かれる公害環境対策特別委員会（参院）で追及して明らかにする。②官房長官に申し入れる。以上を決定した。

官房長官に対する申し入れは、会議終了後ただちに江田三郎対策本部長、土井たか子同事務局長、岩垂寿喜夫公害政策委員が首相官邸を訪ね、海部俊樹内閣官房副長官に対して、「党の基本的確認事項が明確にされ、解決されない以上は、三菱石油の操業の再開は許すべきではない」との申し入れを行なった。

一九七五・四

「外国人登録法」改悪の問題点

日本社会党政策審議会
内閣部会

たか子事務局長らが、党の基本的確認事項について追及し、政府の意向を糾した結果、政府は次の六点を明らかにした。
すなわち、①操業再開については国が指導する。法律的には倉敷市が認めれば操業再開できるが、被害四県が認めなければ許可しない。②環境影響調査は十日以降に報告する。漁業補償協定書の第三条については、第二次公害被害については協議の対象とする。③石油タンクの事故の主な原因是、二百分の一の不等沈下である。欠陥タンクの数は十一基であるものとし、石油コンビナート災害防止法が制定されれば、同法を上乗せする。同法案は、災害の防止について海と陸との関係が不十分であり、法案審議の過程で正していく。⑤刑事罰の適用は、原因調査の結果をもって判断する。海底に沈没した油の存在については、海域によっては許可しない。④防災法的なものと検討しつつある。
⑥瀬戸内海におけるタンカーの航行規制については、政府（運輸省）で「海上防災法」的なものを検討しつつある。
以上であるが、環境影響調査の報告は六月十六日現在においても報告はされていない。
この申し入れに対し、海部内閣官房副長官は、「工場の再開を何時にするかについて、兵庫県の淡路島で発生した赤潮については三菱石油の油流出とも関係があるようであり、六月十一日、被害四県の副知事を東京に呼び、各県の県民感情の問題も含めて、工場の再開が妥当かどうかよく検討したい」と回答した。(以上四県本部には六月三日連絡すみ)
六月五日、衆院環境公害対策特別委員会において江田三郎対策本部長、土井成案化されたものであり、「廃止するも

が制定されれば、同法を上乗せする。同法案は、災害の防止について海と陸との関係が不十分であり、法案審議の過程で正していく。⑤刑事罰の適用は、原因調査の結果をもって判断する。海底に沈没した油の存在については、海域によっては許可しない。④防災法的ものと検討しつつある。
⑥瀬戸内海におけるタンカーの航行規制については、政府（運輸省）で「海上防災法」的なものを検討しつつある。
以上であるが、環境影響調査の報告は六月十六日現在においても報告はされていない。
この申し入れに対し、海部内閣官房副長官は、「工場の再開を何時にするかについて、兵庫県の淡路島で発生した赤潮については三菱石油の油流出とも関係があるようであり、六月十一日、被害四県の副知事を東京に呼び、各県の県民感情の問題も含めて、工場の再開が妥当かどうかよく検討したい」と回答した。(以上四県本部には六月三日連絡すみ)
六月五日、衆院環境公害対策特別委員会において江田三郎対策本部長、土井成案化されたものであり、「廃止するも

法、⑩住宅金融法、⑪住宅地区改良法、
⑫測量法のそれぞれの一部改正（悪であるが、なかでも「外国人登録法」の一部改「正」に圧倒的な比重がかけられていることは一目瞭然である。

二、「外国人登録法」改悪の主要点

〔許可・認可法〕にもぐりこんだ「外国人登録法」の一部改「正」がどのような問題点を持っているのかその主要なものを指摘してみたい。今回の改「正」が

昨年十一月に出された「行政管理委員会」

の答申を受けて成案化されたことは前述した通りである。「外国人登録法」に関する答申は以下の四項目に渡ってなされたものである。

(1) 「外国人登録法第3条」（新規登録）

……外国人が日本に入った時、又は日本において外国人となつた時等における登録の申請期間を延長する。

(2) 「外国人登録法第9条」（変更登録）

……登録原票の記載事項のうち居住地

氏名及び国籍以外の記載事項の変更については、登録証明書の引換交付申請再交付申請若しくは切換申請又は居住地、氏名若しくは国籍の変更登録申請の際に、併せて申請しても差し支えないものとする。

(3) 「外国人登録法第11条」（切換交

付）……登録証明書の新規交付又は切換交付以後に切換交付申請若しくは再交付申請をして新たな登録証明書の交

付を受けている場合には、その申請時から三年後に切換申請をすればよいものとする。

(4) 「外国人登録法第十二条の二」（登録証明書の返還）……再入国許可を受けて出国する外国人は、登録証明書を携帯したまま出国できるようにし、日本に再入国した時の出国前の居住地市町村長に対する登録証明書の返還申請を不要にする。

この答申に基づいて成案化されたものがどのようになっているのか、政府案の説明をとりまとめながら、主要な問題点を指摘してみたい。

(1) 外国人登録の申請期間を現行法では日本に入った時は六〇日以内、日本において外国人となつた時は三〇日以内をそれぞれ延長し、九〇日以内又は六〇日以内とする（第三条）。従つて、入国後九〇日未満の者には登録免除となる。

一 申請期間が延長されること自体、特別の問題が生じないようと思われるが、その結果「外国人登録法」の登録人口に占める在日朝鮮人、中国人の比率（75年末で92%）が高まり、現在治安的観点から施行されている同法がより一層明確に在日朝鮮人、中国人にむけられるものになるのは注意を要する点である。因みに

「外国人登録法」は刑法としてではなく一般的には民事法としてあるが、昨年十一月の「行政監察委員会」の答申に

おいて、「行政分野別事項」という分野で「外国人登録法」が警察の「公安」の分類にされていることからも解るようになつたことである。

（1）外国人登録証明書がき損又は汚損した場合の引換交付（第六条）、紛失・滅失などの再交付（第七条）は現行法では旧登録証の残留期間に関して行なつていたが、今後は交付時から三ヶ月有効とする。そのかわりに從来三年ごとの切換交付（第十二条）の時行なつていた、市町村長による「登録原票の記載が事実にあつているかどうかの確認」が、①切り換え交付、②再交付、③引き換え交付、④新規申請のいずれにおいても行なわれることになる。

一 従来は、登録申請や変更登録の申請などの際に市町村長は「申請の内容について事実に反することを疑うに足りる相当な理由」があつた時に限つて「職員に事実の調査をさせることが出来る」（第十五条の二）となつていた。が、今度は登録原票の記載（現住記載事項は二〇項目にも渡つていて）が事実に合つてゐるかどうか、在日外国人の生活の全てにわたつて丸ごと、市町村長の確認II調査権限の対象となる。なぜならば、「登録原票」の記載が事実に合つてゐるかの確認は、その動向を規制しようとする「外国人登録法」の持つてゐる治安法の性格をより明確にしたものに他ならない。この部分

生活の細部にいたるまで、調査・把握することにより在日外国人の行動に対する規制・彈圧の徹底化を日常的に図ろうとしていることであり、「外国人登録法」の改悪といえる。（※「これは過去四回

も廃案になつた悪名高い「出入國法案」中でも、最も悪評だった「行政調査権」条項の復活と云える」——朝鮮時報・号外4/4）

（3）登録原票の記載事項に変更を生じた場合、十四日以内に変更登録の申請をしなければならないことになつていてのを今後は、①氏名、②国籍、③職業、④居住地、⑤勤務先又は事務所の名称及び所在地、の五項目についてだけ十四日以内に変更登録を義務付け、その他は次の申請をする時に合せて変更登録を行なえばよいとしている。

一 現行法では、変更登録（居住地以外）を括的に規定し（第九条）、全て十四日以内に変更登録の義務付けが強制されているのであるが、五項目のみに限定し他は次の機会の何らかの申請時に合せて変更登録をすれば良いとされ、見事務の簡素化にみえる。が、この五項目に特定したねらいは何か。ことさらこのような規定を新設した背景は、在日外国人の職業、勤務先などは常時把握し、

その動向を規制しようとする「外国人登録法」の持つてゐる治安法の性格をより明確にしたものに他ならない。この部分

表面上の事務の簡素化とは裏腹な危険な本質をはしなくも露呈しているといえる。特に、自民党政府の長い間にわたる民族差別政策で、在日朝鮮人・中国人の職業は決して安定してはおらず、苦しい抑圧された状況が依然と続いている現在、この項目をことさら新設に、職業や勤務先が変るたびに変更登録を強制するのは事務の簡素化でも何でもなく、場合によってはむしろ在日外国人の生活の状況そのものを破壊しようとするものだといっても過言ではない。

(4) 外国人登録証の在留資格と在留期間の変更に際して、市区町村の窓口で変更登録が行なわれていた。(第九条)のを今後、更新の都度入国管理事務所に行き入国審査官から審査を受けなければならぬ。

— この部分の改「正」も先の答申には触れられておらず「出入国法案」の改悪の先取りを企図したものとして極めて重要である。自民党政府は、一九六一年「日韓会談」において「在日朝鮮人の法的地位協定」取決めとともによう治安体制の強化の一環として「出入国法案」の立法化を策動し続けてきたが、当時「外国人登録法」を「出入国管理令」の吸収して入管一元化をばかり、市区町村の窓口で行なっていた登録事務の全てを出入国管理事務所で行なうとしたものである。そして今回の改悪はまさに、この入管当局(II国)が直轄して介入する、治

安政策の観点からの中央集権化=入管一元化をはかったものに他ならない。外事警察である入国管理官の審査を強要していることは、在日外国人に対する取締りの強化を行なうという意図が明白である。しかも、入管事務所及び同出張所へ逐時出かけねばならぬことは、全国の出入国港を中心にその近辺にしか設けられていない現状で、遠隔地に居住する者にとって莫大な時間的、経済的負担をかけることになり、事務の簡素化などとはどうていえぬものである。

(5) 再入国許可(一年以内)をうけて一時出国し、現行法では出国時に入国審査官に登録証明書を提出し(その後、同書は居住市区町村役場に返送される)、再入国した後十四日以内に居住地の市区町村役場に登録証明書を取りに行かなければならなかった(第一二条)のを、今後登録証明書を携行したまま出国来るとし、その返還の手続を廃止した。そのかわり、有効期間内に再入国しなかつた場合、携行した登録証明書にまだ在留有効期間があつたとしても、全て効力は失うことなどがつけ加えられた(第一二条の二)。

— 前段の部分は一般的に簡素化であるようにみえる。しかし後段はかなり露骨な在日外国人の資格剥奪、追放政策が表明されている。例えば、在日外国人が出入国許可をもらって、日本を出国し、その期間内に再入国出来なかつた場合、登録書は自動的に失効してしまうわけで

あるから、出国先で急病になつたとか、或いはことに「韓」国に行った者が最近のように「反共法」「國家保安法」などの頻発によるデッчи上げ事件で逮捕・拘禁され、その期間内に日本に戻れなかつた場合でも登録証明書は失効させられてしまうわけである。これは危惧以上の現実的事態が充分に予測される。

以上、大まかに指摘しただけでも表面上の簡素化とは裏腹な非常に危険な意図が隠された今回の「外国人登録法」の改悪である。しかも、その主たる対象が多く比率を占める在日朝鮮人・中国人に対する向けられていることは前述した通りである。これは、自民党政府が戦後一貫して追求している民族排外主義政策の具体的なあらわれに他ならない。

三、「外国人登録法」改悪の政

治的背景

現行、「外国人登録法」は一九五二年施行され、①在日外国人を「被疑者」扱いにする登録証明書の常時携帯義務、②同書の三年毎の切換えの強要、③ささいな違反事項に対する刑事罰をもつた不当な重罰、④「犯罪人」扱いする「指紋登録制度」の強要、⑤「出入国管理令」の退去強制の根拠として機能を果している等、二〇項目にもわたる登録義務の強要にもとづき、基本的人権を犯した日常的な監視・抑圧体制を強いている悪法である。

要かつ危険な意図を持ったものといえる。繰がれて以来、主に戦前の日本帝国主義の植民地支配によって強制運行された在日朝鮮人・中国人に対して向けられた規制・弾圧を目的とした特別治安法の役割が適用されている人々のうち多くは在日朝鮮人であり、今回の改悪は在日朝鮮人に対する自民党政府の一層の取締り・弾圧体制の強化をねらったものといえる。

自民党政府は、内外にわたって孤立を深めているファンショ朴「韓」国独裁政権に対するテコ入れを止めようとしている。むしろ一層のゆきを深めようとさえしている。昨年八月、日「韓」両国の民主的世論を無視して「朴そ撃事件」を口実に訪「韓」した椎名民主党副総裁(田中内閣当時)は、朴政権と、「韓国政府の転覆を意図する反対勢力を国内法で厳正に取締ることを明言した「椎名メモ」を手渡し、名ざして「朝鮮総連」等の規制・弾圧を約束したのである。そして、今年の一月には「椎名メモが早急に、かつ誠実に履行されるべきこと」(日韓議員懇談会声明)が公然と表明されている。このような日「韓」政府当局の共同の弾圧体制がはかられようとしている現状で、自民党政府は朴政権に代つて日本の司法=治安機関の監視下におこうとする「日韓司法共助協定が画策されてもいる。



編集人 松浦利尚
発行人 堀昌雄
発行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581)5111 内線2222~3

定価200円 (送料別)